

石川県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和3年7月

(令和4年6月改訂)

石 川 県

目 次

1	基本的な事項	
(1)	過疎地域の現状と問題点	1
ア	過疎地域の現状	1
イ	過疎地域における実績と評価	1 7
(2)	過疎地域の持続的発展に関する基本的な方向	2 2
(3)	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	2 5
(4)	都道府県の責務	2 5
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	2 6
(2)	移住及び定住の促進	2 6
(3)	地域間交流の促進	2 6
(4)	地域社会の担い手となる人材の育成	2 7
(5)	関係者間の連携及び協力の確保	2 7
3	産業の振興	
(1)	産業振興の方針	2 8
(2)	農林水産業の振興	2 9
(3)	商工業の振興	3 1
(4)	情報通信産業の振興	3 2
(5)	観光の振興及び交流の促進	3 3
(6)	その他産業の振興	3 5
(7)	就業の促進	3 6
4	地域における情報化	
(1)	地域における情報化の方針	3 9

(2) 他地域との情報通信技術の利用機会の格差の是正	39
(3) 住民の生活の利便性の向上	39
(4) 産業の振興	39
(5) 医療の充実	40
(6) 教育の充実	40
5 交通施設の整備及び交通手段の確保	
(1) 交通施設の整備及び交通手段の確保の方針	41
(2) 国道、県道及び市町道の交通施設の整備	42
(3) 交通手段の確保	43
6 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備の方針	45
(2) 水の確保	45
(3) 汚水及び廃棄物の処理	45
(4) その他の快適な生活環境の整備	45
(5) 自然環境の保全及び再生	46
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	48
(2) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の充実	48
(3) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の従事者の確保	49
(4) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の施設整備	49
(5) 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減	49
8 医療の確保	
(1) 医療の確保の方針	50
(2) 医療施設・設備の整備	50
(3) 医師等の確保	50
(4) 定期的な巡回診療	50

(5) 医療機関の協力体制の整備	5 1
------------------	-----

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針	5 2
(2) 公立小中学校等の施設等、社会教育施設等の整備	5 2
(3) 教職員の配置	5 3
(4) 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を活かした教育機会の提供	5 3
(5) 子ども等が通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興	5 3
(6) 生涯学習の振興	5 3

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針	5 4
(2) 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備	5 4
(3) 集落の適正規模及び配置	5 4
(4) 集落支援員の配置	5 5

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針	5 6
(2) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成	5 6

12 再生可能エネルギー導入の推進

(1) 再生可能エネルギー導入の推進の方針	5 7
(2) 過疎地域の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの導入	5 7

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 過疎地域の現状

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく、過疎地域の持続的発展を図ることが必要な地域は、昭和50年～平成27年の人口減少率が0.28以上（財政力指数が0.40以下の市町村においては0.23以上）、又は0.23以上で平成27年の高齢者比率が0.35以上若しくは若年者比率が0.11以下（平成2年～平成27年に人口が10%以上増加している団体は除く）、若しくは平成2年～平成27年の人口減少率が0.21以上の要件を満たし、かつ、平成29年度～令和元年度の3か年の財政力指数の平均が0.51以下の要件を満たす市町村及び、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）で過疎地域に指定された市町村においては、昭和35年～平成27年の人口減少率が0.40以上、又は0.30以上で平成27年の高齢者比率が0.35以上若しくは若年者比率が0.11以下（平成2年～平成27年に人口が10%以上増加している団体は除く）、かつ平成29年度～令和元年度の3か年の財政力指数の平均が0.51以下の要件を満たす市町村並びに、平成11年3月31日までに存在し、平成11年4月1日～令和3年3月31日の間に合併により設置又は他の市町村の区域全部若しくは一部を編入した市町村における、合併により区域の全部又は一部となった市町村においては、昭和50年～平成27年の人口減少率が0.28以上（当該市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村における財政力指数が0.40以下の市町村においては0.23以上）、又は0.23で平成27年の高齢者比率が0.35以上若しくは若年者比率が0.11以下（平成2～平成27年に人口が10%以上増加している団体は除く）、若しくは平成2年～平成27年人口減少率が0.21以上の要件を満たし、かつ当該市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村における平成29年度～令和元年度の財政力指数が0.64以下の要件を満たす市町村であり、本県においては、令和3年4月1日付け総務省・農林水産省・国土交通省告示第10号により3市3町7区域が指定された。

その後、令和2年国勢調査結果を受け、同法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項、第3条第1項又は第2項の過疎地域をその区域とする市町村及び過疎地域とみなされる区域が、令和4年4月1日付けで、令和4年総務省・農林水産省・国土交通省告示第3号及び第4号により追加公示された。令和2年国勢調査結果を反

映した過疎地域の要件は、昭和55年～令和2年の人口減少率が0.30以上（財政力指数が0.40以下の市町村においては0.25以上）、又は0.25以上で令和2年の高齢者比率が0.38以上若しくは若年者比率が0.11以下（平成7年～令和2年に人口が10%以上増加している団体は除く）、若しくは平成7年～令和2年の人口減少率が0.23以上の要件を満たし、かつ、平成30年度～令和2年度の3か年の財政力指数の平均が0.51以下の要件を満たす市町村及び、平成11年3月31日までに存在し、平成11年4月1日～令和3年3月31日の間に合併により設置又は他の市町村の区域全部若しくは一部を編入した市町村における、合併により区域の全部又は一部となった市町村においては、昭和55年～令和2年の人口減少率が0.30以上（当該市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村における財政力指数が0.40以下の市町村においては0.25以上）、又は0.25以上で令和2年の高齢者比率が0.38以上若しくは若年者比率が0.11以下（平成7年～令和2年に人口が10%以上増加している団体は除く）、若しくは平成7年～令和2年の人口減少率が0.23以上の要件を満たし、かつ当該市町村の区域の全部もしくは一部を編入した市町村における平成30年度～令和2年度の財政力指数が0.64以下の要件を満たすこととされ、本県においては、

山中地域 加賀市の旧山中町の区域

中能登地域 七尾市、羽咋市、志賀町の旧富来町、旧志賀町の区域、宝達志水町、中能登町

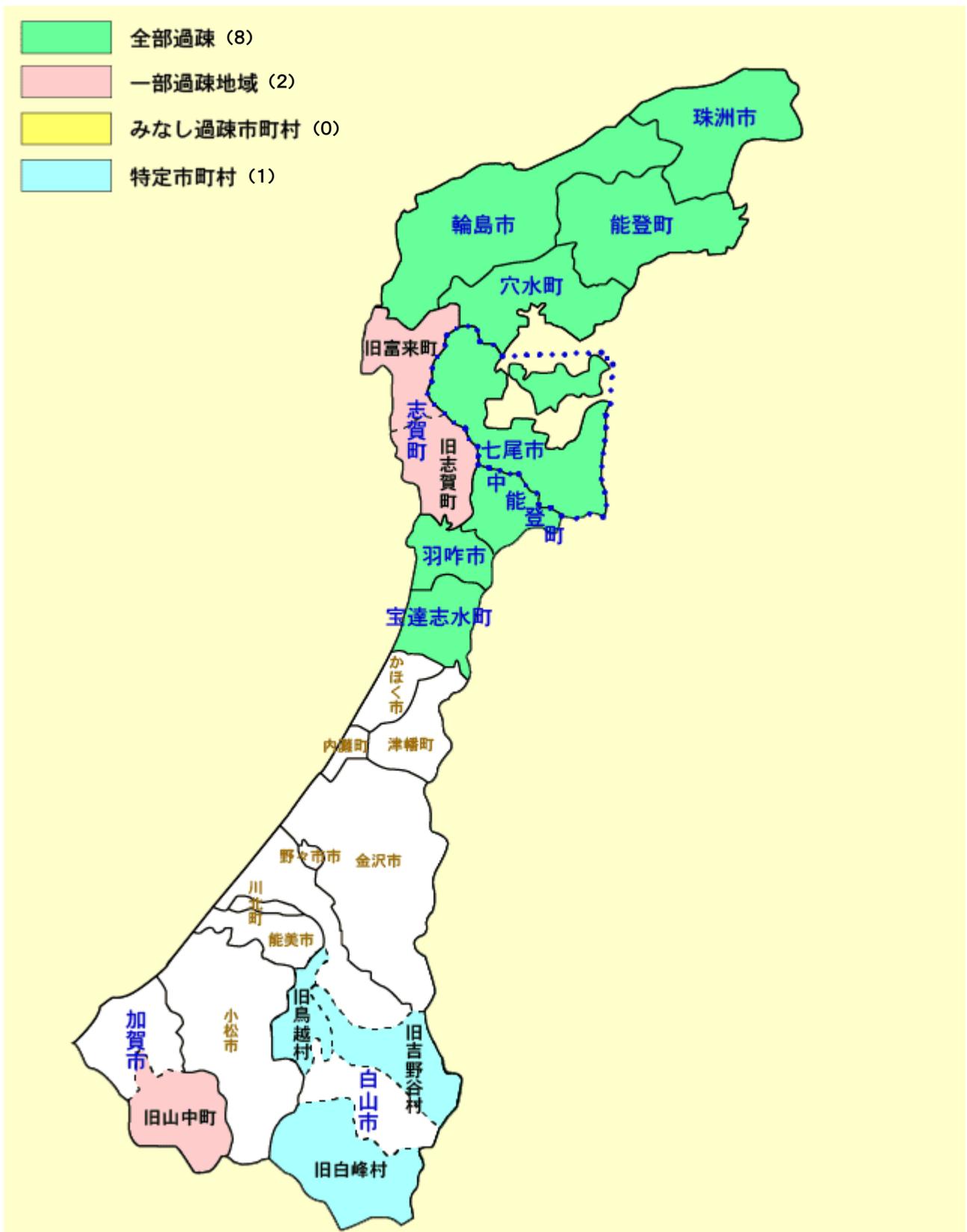
奥能登地域 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

の4市4町3区域が過疎地域となっている。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においては過疎地域と指定されていないが、過疎地域自立促進特別措置法においては過疎地域と指定された区域（以下、「特定市町村」という。）は

白山ろく地域 白山市の旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村

の3区域となっている。



〔山中地域〕

この地域は、県の南西側に位置し、大日山を源とする大聖寺川と動橋川の2大水系の溪谷地に開かれた、自然豊かな温泉と漆器の町である加賀市旧山中町の区域から成っており、面積は本県の3.7%を占めている。

〔中能登地域〕

この地域は、能登半島の基部西側に位置する羽咋市、県のほぼ中央部に位置する宝達志水町、能登半島の中間部に位置し、半島の外浦に位置する志賀町旧富来町、旧志賀町の区域と半島の内浦に位置する七尾市、中能登町で構成されている。その海岸線は能登半島国定公園として指定されており、美しい海岸線と豊かな海の幸などの観光資源に恵まれている。

この地域の面積は本県の20.2%を占めており、山間地域が多いが、その大部分が丘陵地であるため、農用地としての利用度は高い。また、外浦には天然の良港があり、沿岸漁業が行われ、内浦では、湾内においてカキ貝の養殖等栽培漁業が行われている。

〔奥能登地域〕

この地域は、能登半島の先端部に位置し、半島の外浦に位置する輪島市と、半島の内浦に位置する珠洲市、穴水町、能登町の2市2町で構成されている。

この地域も中能登地域と同じように、その海岸線は能登半島国定公園として指定されており、長く美しい海岸線と豊かな海の幸があるほか史跡や工芸品などの観光資源にも恵まれている。

この地域の面積は本県の27.0%を占めており、そのほとんどが山間地域となっているため、米、かぼちゃ等が耕作されているが、農用地としての利用度はさほど高くない。

また、内浦には天然の良港があり、イカ漁等の遠洋漁業の基地となっているほか、定置網等の沿岸漁業、カキ貝の養殖等栽培漁業も行われている。

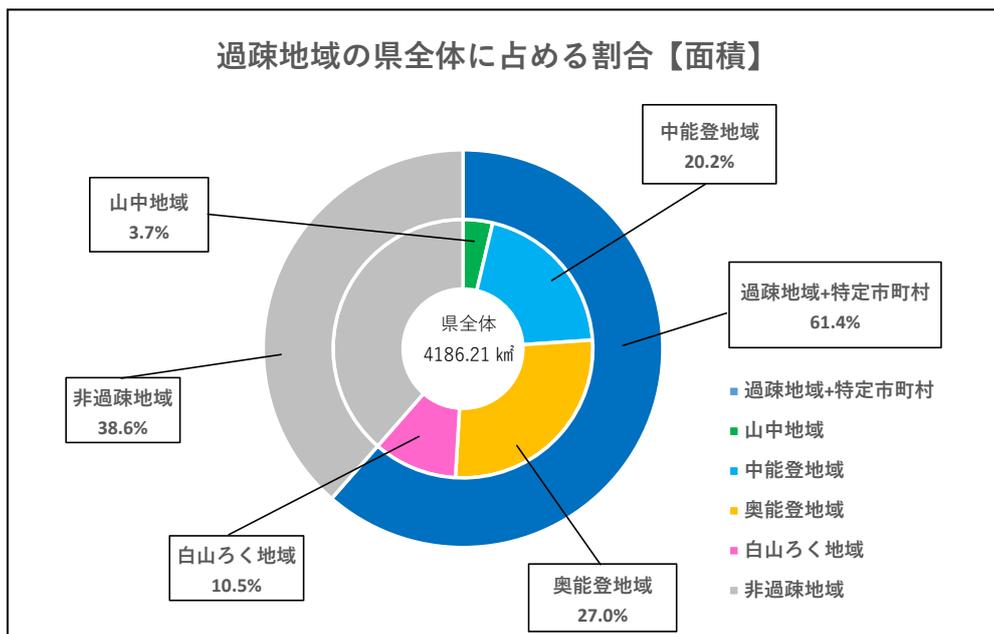
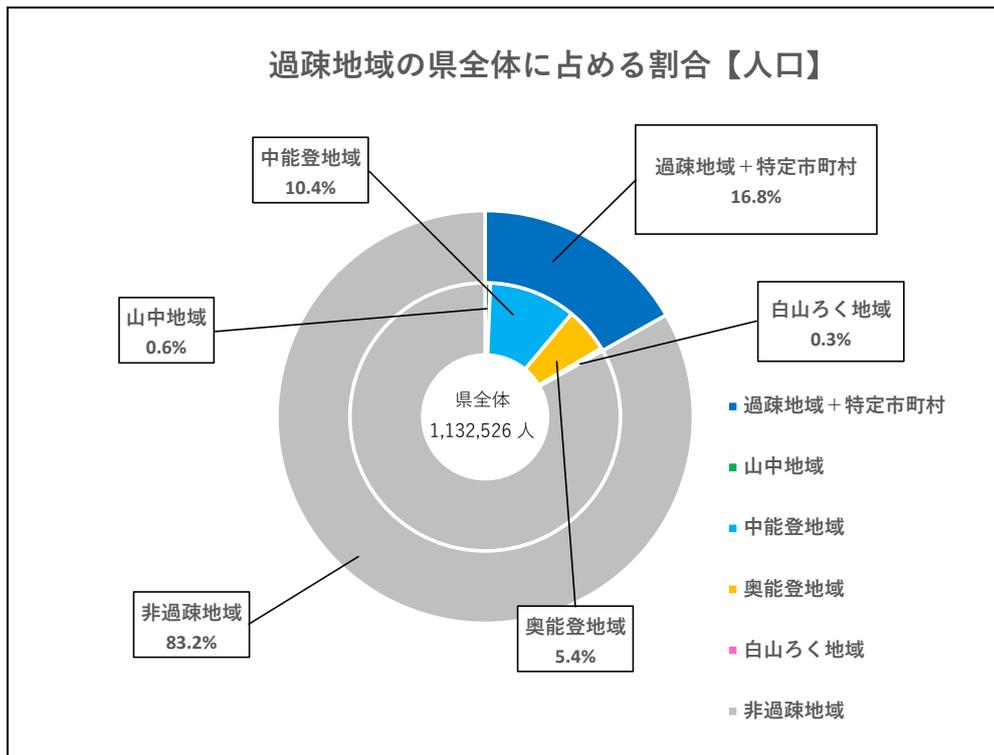
〔白山ろく地域〕

この地域は、手取川上流の谷間に位置し、山岳地域である白山市の旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村の3区域で構成されている。この地域の面積は本県の10.5%を占めており、白山国立公園をはじめとした豊かな観光資源に恵まれ、従来から、スキー場等の観光・レクリエーション施設の整備が行われており、健康的なリゾート・ゾーンとしての整備が進められている。また、県都金沢市から自動車ですぐにあり、比較的そのアクセスは容易である。

◎ 過疎地域市町及び特定市町村の状況（令和２年国勢調査）

区 分	市町村名(区域名)	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
山中地域	加賀市(旧山中町)	7,048	154.39	45.7
	小 計	7,048	154.39	45.7
中能登地域	七尾市	50,300	318.29	158.0
	羽咋市	20,407	81.85	249.3
	志賀町(旧富来町)	6,088	123.47	49.3
	志賀町(旧志賀町)	12,542	123.08	101.9
	宝達志水町	12,121	111.52	108.7
	中能登町	16,540	89.45	184.9
	小 計	117,998	847.66	139.2
奥能登地域	輪島市	24,608	426.32	57.7
	珠洲市	12,929	247.20	52.3
	穴水町	7,890	183.21	43.1
	能登町	15,687	273.27	57.4
	小 計	61,114	1,130.00	54.1
過 疎 地 域 全 体		186,160	2132.05	87.3
白山ろく地域	白山市(旧吉野谷村)	941	142.89	6.6
	白山市(旧鳥越村)	2,272	74.15	30.6
	白山市(旧白峰村)	668	221.88	3.0
	小 計	3,881	438.92	8.8
過疎地域＋特定市町村		190,041	2,570.97	73.9
県 全 体		1,132,526	4,186.21	270.5
全体に占める比率(過疎地域)		16.4%	50.9%	—
〃(特定市町村)		0.3%	10.5%	—
〃(過疎地域＋特定市町村)		16.8%	61.4%	—

過疎地域と特定市町村の面積の合計は2,570.97km²で県全体の61.4%と半分以上を占めているが、令和２年国勢調査の過疎地域及び特定市町村における人口は190,041人であり、県全体の2割にも満たず、人口密度も73.9人/km²と県平均の約1/4となっている。



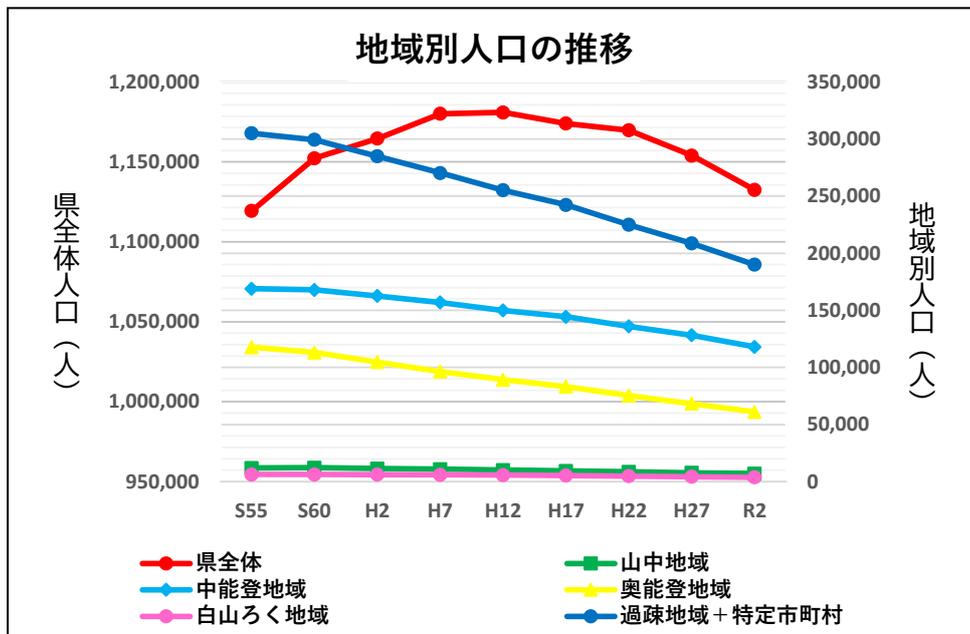
※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

◎ 人口増減の状況

地域別人口の推移（昭和55年～令和2年）（国調人口）

（単位：人）

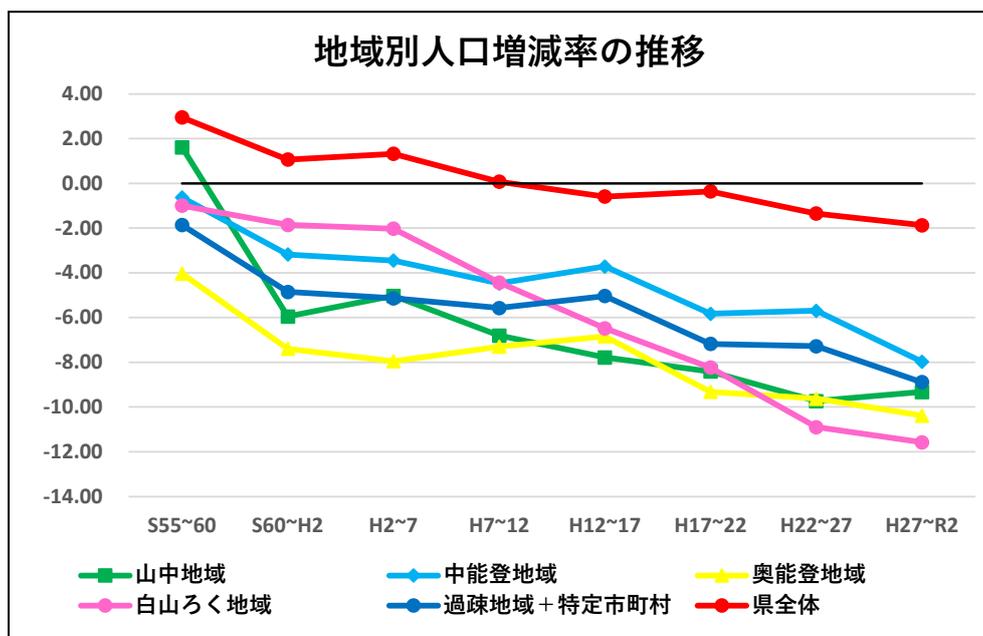
区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
山中地域	12,053	12,247	11,518	10,939	10,195	9,402	8,611	7,773	7,048
中能登地域	168,955	167,896	162,566	156,960	149,940	144,373	135,960	128,221	117,998
奥能登地域	117,787	113,036	104,676	96,356	89,323	83,214	75,458	68,195	61,114
過疎地域	298,795	293,179	278,760	264,255	249,458	236,989	220,029	204,189	186,160
白山ろく地域	6,309	6,246	6,130	6,006	5,740	5,368	4,926	4,389	3,881
過疎地域 +特定市町村	305,104	299,425	284,890	270,261	255,198	242,357	224,955	208,578	190,041
県全体	1,119,304	1,152,325	1,164,628	1,180,068	1,180,977	1,174,026	1,169,788	1,154,008	1,132,526



地域別人口増減の推移（昭和55年～令和2年）（国調人口）

（単位：％）

区 分	S55～60	S60～H2	H2～7	H7～12	H12～17	H17～22	H22～27	H27～R2	S55～R2
山中地域	1.6	△6.0	△5.0	△6.8	△7.8	△8.4	△9.7	△9.3	△41.5
中能登地域	△0.6	△3.2	△3.4	△4.5	△3.7	△5.8	△5.7	△8.0	△30.2
奥能登地域	△4.0	△7.4	△7.9	△7.3	△6.8	△9.3	△9.6	△10.4	△48.1
過疎地域全体	△1.9	△4.9	△5.2	△5.6	△5.0	△7.2	△7.2	△8.8	△37.7
白山ろく地域	△1.0	△1.9	△2.0	△4.4	△6.5	△8.2	△10.9	△11.6	△38.5
過疎地域 +特定市町村	△1.9	△4.9	△5.1	△5.6	△5.0	△7.2	△7.3	△8.9	△37.7
県全体	3.0	1.1	1.3	0.1	△0.6	△0.4	△1.3	△1.9	△1.2



県全体においては、平成12年まで増加傾向にあり、1,180,977人となったが、平成17年に減少に転じ、令和2年は1,132,526人となった。また、平成12年～17年は△0.6%、平成17年～22年は△0.4%、平成22年～27年は△1.3%、平成27年～令和2年は△1.9%と、緩やかに減少しており、今後もこの傾向が続くものと思われる。

山中地域においては、昭和55年は12,053人であったが、平成17年に9,402人と1万人を下回り、令和2年は7,048人となった。増減の推移については、昭和55年～60年を除き全ての5か年で△5.0%以上の減少率となっており、また、平成2年～7年は△5.0%、平成7年～12年は△6.8%、平成12年～17年は△7.8%、平成17年～22年は△8.4%、平成22年～27年は△9.7%と、徐々に減少幅が拡大しており、平成27年～令和2年には△9.3%と若干減少幅は減っているものの、今後も減少傾向が続くものと思われる。

中能登地域においては、昭和55年は168,955人であったが、平成12年に149,940人と15万人を下回り、令和2年は117,998人となった。増減の推移については、昭和55年～60年には△1.0%以下の減少率だったものが、昭和60年～平成2年、平成2年～7年、7年～12年には△3.2%～△4.5%と減少率が拡大し、平成12年～17年には△3.7%と一旦下がったものの、平成17年～令和2年には△5.7%～△8.0%とさらに減少率が拡大した。

奥能登地域は、昭和55年は117,787人であったが、平成7年に96,356人

と10万人を下回り、令和2年は61,114人となった。人口増減の推移については、昭和55年～令和2年の40年間の減少率が△48.1%と、本県内で最も人口減少が著しい地域である。年代別では、昭和55年～60年には△4.0%だった減少率が、昭和60年～平成2年、平成2年～7年、7年～12年、12年～17年には△6.8%～△7.9%と減少率が拡大し、平成17年～22年、22年～27年、平成27年～令和2年には△9.3%～△10.4%とさらに減少率が拡大した。本県を中心とする金沢市や能登半島の中心である七尾市との距離が遠いため通勤が困難であること、雇用の場である強力な地場産業がないことから、人口の長期流出傾向が定着しているものと思われる。

白山ろく地域においては、昭和55年は6,309人であったが、平成22年には4,926人と5,000人を下回り、令和2年には3,881人となった。人口増減の推移については、昭和55年～60年、昭和60年～平成2年、平成2年～7年は△1.0%～2.0%と、県内他地域と比較すると緩やかな人口減少が続いていたが、平成7年～12年には△4.4%、平成12年～17年には△6.5%、平成17年～22年には△8.2%、平成22年～27年には△10.9%と、5か年で約2%ずつ減少幅が拡大し、平成27年～令和2年には△11.6%と県内で最も人口減少率が高くなった。

過疎地域及び特定市町村全体においては、昭和55年は305,104人であったが、平成17年に242,357人と25万人を下回り、令和2年は190,041人となった。人口増減の推移については、中能登地域及び奥能登地域と同様、昭和60年及び平成17年に、前5か年から大幅に減少率が拡大している。

◎ 年齢別構成比率調（国勢調査） (％)

区 分	S55				S60			
	～14	15～29	30～64	65～	～14	15～29	30～64	65～
山中地域	21.22	17.42	48.99	12.37	18.62	18.31	49.32	13.74
中能登地域	23.36	17.40	46.59	12.64	21.64	15.94	47.74	14.68
奥能登地域	21.42	15.51	48.39	14.68	19.81	13.67	49.59	16.92
過疎地域全体	22.51	16.66	47.40	13.43	20.81	15.16	48.52	15.51
白山ろく地域	17.99	17.66	48.34	16.01	17.45	16.87	47.53	18.14
過疎地域+特定市町村	22.41	16.68	47.42	13.49	20.74	15.20	48.50	15.56
県 全 体	23.78	20.10	45.61	10.51	22.06	19.36	46.72	11.87

区 分	H 2				H 7			
	～14	15～29	30～64	65～	～14	15～29	30～64	65～
山中地域	15.90	18.25	49.17	16.69	14.59	17.52	47.55	20.35
中能登地域	18.04	16.48	48.19	17.30	15.43	16.25	47.42	20.89
奥能登地域	16.87	12.76	49.55	20.81	14.20	11.83	47.45	26.52
過疎地域全体	17.51	15.16	48.74	18.59	14.95	14.69	47.44	22.92
白山ろく地域	16.54	16.44	45.33	21.68	16.45	14.20	43.12	26.22
過疎地域+特定市町村	17.49	15.18	48.67	18.66	14.98	14.68	47.34	23.00
県 全 体	18.51	20.84	46.82	13.83	16.08	21.32	46.42	16.18

区 分	H 1 2				H 1 7			
	～14	15～29	30～64	65～	～14	15～29	30～64	65～
山中地域	13.39	15.16	47.06	24.38	12.16	12.16	46.10	29.59
中能登地域	13.91	15.12	46.66	24.32	12.87	12.80	46.95	27.38
奥能登地域	12.01	11.13	44.85	32.00	10.49	10.59	43.18	35.74
過疎地域全体	13.21	13.69	46.03	27.07	12.01	12.00	45.59	30.40
白山ろく地域	14.53	13.78	41.05	30.64	12.97	12.78	40.22	34.04
過疎地域+特定市町村	13.24	13.69	45.92	27.15	12.03	12.02	45.47	30.48
県 全 体	14.92	20.00	46.40	18.67	14.16	17.08	47.81	20.95

区 分	H 2 2				H 2 7			
	～14	15～29	30～64	65～	～14	15～29	30～64	65～
山中地域	11.42	11.42	44.14	33.02	10.42	10.37	40.99	38.23
中能登地域	11.96	11.14	46.38	30.52	11.04	10.95	42.02	35.99
奥能登地域	9.26	8.83	42.56	39.36	8.11	8.89	38.18	44.83
過疎地域全体	11.01	10.36	44.98	33.65	10.03	10.24	40.69	39.04
白山ろく地域	11.19	11.77	39.83	37.21	8.78	11.28	38.36	41.58
過疎地域+特定市町村	11.01	10.39	44.87	33.73	10.01	10.26	40.64	39.09
県 全 体	13.72	15.09	47.46	23.72	13.04	14.60	44.49	27.87

区 分	R 2			
	～14	15～29	30～64	65～
山中地域	9.75	9.74	40.14	40.38
中能登地域	9.91	10.45	39.70	39.94
奥能登地域	7.29	8.73	35.07	48.90
過疎地域全体	9.05	9.86	38.20	42.90
白山ろく地域	7.87	9.73	36.45	45.95
過疎地域+特定市町村	9.02	9.86	38.16	42.96
県 全 体	12.33	14.39	43.28	30.00

※構成比は小数点以下第三位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

年齢別構成をみると、長期にわたる人口流出と高齢化社会の進行により、昭和55年から令和2年にかけて、県全体においても、過疎地域及び特定市町村においても、14歳以下の年少人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口が増加している。過疎地域及び特定市町村と県全体の年少人口及び老年人口を比較すると、昭和55年から令和2年の年少人口は、県全体においては11.45ポイントの減であるところ、過疎地域及び特定市町村においては13.42ポイントの減、昭和55年から令和2年の老年人口は、県全体においては19.49ポイントの増であるところ、過疎地域及び特定市町村においては29.50ポイントの増であり、県全体より過疎地域及び特定市町村において年少人口の減少及び老年人口の増加の傾向が著しい。

過疎地域及び特定市町村において特に老年人口の増加は顕著であり、平成27年までは30歳～64歳の壮年人口は老年人口を上回っていたが、令和2年には壮年人口が38.16%、老年人口が42.96%と、昭和55年以降初めて老年人口が壮年人口を上回り、4つの年代で最多数を占めるようになり、人口ピラミッドで見た場合、「カクテルグラス型」の高齢化社会となっている。

これらのことから、過疎地域においては、地域の担い手である若年層の定着と進行した高齢化社会への対応が最重要課題である。地域人口の高齢化を抑えるには、生産年齢人口、特に20歳～40歳代の人口増を図る必要があり、そのためには、まず若者が魅力を持てるような就業機会を、第1次産業から第3次産業にわたって創出することが求められる。

地域別でみると、山中地域の若年者比率（15歳～29歳）は、昭和55年の17.42%が令和2年には9.74%と、その減少幅は県全体の5.71ポイントを上回る7.68ポイントとなっている。高齢者比率（65歳～）は、昭和55年の12.37%が令和2年には40.38%と、その増加幅は県全体の19.49ポイントよりかなり高い28.01ポイントとなっており、高齢化社会が進行していることがわかる。

中能登地域では、若年者比率（15歳～29歳）は、昭和55年の17.40%が令和2年には10.45%と、その減少幅は県全体の5.71ポイントより大きい6.95ポイントとなっている。高齢者比率（65歳～）は、昭和55年の12.64%が令和2年には39.94%と、その増加幅は県全体の19.49ポイントよりかなり高い27.3ポイントとなっており、この地域も高齢化社会が進行している。

奥能登地域においては、若年者比率（15歳～29歳）は、昭和55年の15.51%が令和2年には8.73%と、その減少幅は県全体の5.71ポイントより大きい

6. 78ポイントとなっている。高齢者比率（65歳～）は、昭和55年の14.68%が令和2年には48.90%と、その増加幅は県全体の19.49ポイントよりかなり高い34.22ポイントとなっており、この地域も高齢化社会が進行している。

白山ろく地域においては、若年者比率（15歳～29歳）は、昭和55年の17.66%が令和2年には9.73%と、その減少幅は県全体の5.71ポイントより大きい7.93ポイントとなっている。高齢者比率（65歳～）は、昭和55年の16.01%が令和2年には45.95%と、その増加幅は県全体の19.49ポイントよりかなり大きい29.94ポイントとなっており、高齢社会の進行の速さがうかがえる。

◎ コーホート人口の増減率の状況

① 過疎地域及び特定市町村

(%)

区分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
5～9	1.5	0.0	3.2	0.1	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.0	△ 0.3
10～14	0.2	△ 0.8	1.5	△ 3.2	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.0
15～19	△17.8	△19.3	△19.7	△22.0	△15.5	△15.5	△ 7.6	△ 5.3
20～24	△40.2	△44.7	△42.8	△42.7	△44.2	△44.2	△38.3	△40.7
25～29	16.0	7.8	11.3	8.5	2.9	2.9	7.8	△ 1.7
30～34	3.1	0.6	1.0	0.3	△ 3.4	△ 3.4	△ 3.3	△ 6.7
35～39	0.7	△ 0.9	0.3	△ 0.5	△ 1.6	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.7
40～44	△ 0.3	△ 1.6	△ 0.4	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.5	△ 2.8	△ 1.5
45～49	△ 2.1	△ 2.3	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.7	△ 2.7	△ 1.6	△ 0.8
50～54	△ 2.6	△ 2.7	△ 1.4	△ 1.7	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 1.4
55～59	△ 2.7	△ 3.4	△ 2.3	△ 2.2	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.7
60～64	△ 3.2	△ 4.0	△ 3.6	△ 2.0	△ 0.9	△ 0.9	△ 1.7	△ 1.8

② 県全域

(%)

区分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
5～9	0.7	△ 0.1	1.9	0.7	△ 0.1	0.5	0.2	1.8
10～14	0.4	△ 0.2	0.8	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.5	0.1
15～19	△ 1.8	△ 2.8	△ 0.9	△ 2.7	△ 0.2	0.3	1.8	3.1
20～24	△ 6.1	△ 6.4	△ 3.4	△ 6.5	△ 4.1	△ 6.4	△ 3.9	△ 4.2
25～29	1.1	△ 3.5	△ 2.4	△ 5.3	△ 6.5	△ 8.2	△ 6.3	△ 7.9
30～34	1.8	△ 0.1	3.0	0.4	△ 0.8	0.2	△ 0.8	△ 0.4
35～39	0.8	△ 0.4	2.0	0.0	△ 0.4	0.4	△ 0.3	0.8
40～44	△ 0.1	△ 0.7	1.1	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.4	0.4
45～49	△ 1.1	△ 1.7	△ 0.3	△ 1.9	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.5
50～54	△ 1.8	△ 2.0	△ 0.8	△ 2.2	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.0
55～59	△ 2.3	△ 2.5	△ 1.2	△ 2.6	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.6
60～64	△ 3.2	△ 3.5	△ 2.8	△ 2.7	△ 1.9	△ 1.8	△ 2.4	△ 2.2

※ 各年齢階層区分人口を、それぞれ直前の国調の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。よって昭和55年国勢調査の「～4」階層の人口の推移は、「S60/S55」の「5～9」の欄に、「H2/S60」の「10～14」の欄に、「H7/H2」の「15～19」の欄に、「H12/H7」の「20～24」の欄に、「H17/H12」の「25～29」の欄に、「H22/H17」の「30～34」の欄に、「H27/H22」の「35～39」の欄に、「R2/H27」の「40～44」の欄に示される。

この表から、ひとつのパターンが分かる。過疎地域においては、高校卒業後及び卒業後数年経過してからの就職時及び大学入学時に社会減が起こり、大学卒業時や卒業後数年経過してから、U I ターンなどにより社会減が止まるということである。令和2年と平成27年の比較をすると、令和2年に15歳～19歳の年齢層では5年前に比べて5.3%の減、令和2年に20歳～24歳の年齢層では5年前に比べて40.7%の減であったものが、令和2年に25歳～29歳の年齢層では5年前に比べて1.7%の減となっている。

昭和55年から比較すると、15歳～19歳の減少幅は縮小傾向、20歳～24歳の減少幅に大きな変化はなく、25歳～29歳の増加幅は縮小傾向にある。このことから、高校卒業後数年経過してからの就職及び大学入学によって起こる社会減は継続して発生している一方、大学卒業後数年経過してからの社会増は起こりにくくなっており、15歳～24歳の間に転出した若者のうち、25歳～29歳の間に地元に戻ってくる数が少なくなってきたということが言える。今後は、15歳～19歳の減少幅の縮小傾向を継続させ、15歳～24歳の転出を減らすとともに、雇用の増加等によりU I ターン者の受け皿づくりにも努めていく必要がある。

◎ 産業別就業者の状況（国調：地域区分別）

※上段が人数、下段が構成比

（人、％）

	S 5 5			S 6 0			H 2		
	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
山中地域	163	3,016	3,728	133	2,992	4,248	88	2,926	3,948
	2.4	43.7	54.0	1.8	40.6	57.6	1.3	42.0	56.7
中能登地域	16,561	33,342	40,764	13,429	32,149	42,446	10,146	33,686	42,854
	18.3	36.8	45.0	15.3	36.5	48.2	11.7	38.9	49.4
奥能登地域	21,457	17,603	24,747	17,413	18,325	24,412	13,619	18,559	24,106
	33.6	27.6	38.8	29.0	30.5	40.6	24.2	33.0	42.8
過疎地域	38,181	53,961	69,239	30,975	53,466	71,106	23,853	55,171	70,908
	23.7	33.4	42.9	19.9	34.4	45.7	15.9	36.8	47.3
白山ろく地域	598	1,659	1,536	577	1,504	1,547	528	1,389	1,572
	15.8	43.7	40.5	15.9	41.5	42.6	15.1	39.8	45.1
過疎地域 +特定市町村	38,779	55,620	70,775	31,552	54,970	72,653	24,381	56,560	72,480
	23.5	33.7	42.9	19.8	34.5	45.6	15.9	36.9	47.2
県全体	62,602	193,667	311,169	50,076	198,597	333,410	39,104	212,034	354,325
	11.0	34.1	54.8	8.6	34.1	57.3	6.5	35.0	58.5

	H 7			H 1 2			H 1 7		
	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
山中地域	83	2,292	4,119	61	2,282	3,352	51	1,907	3,152
	1.3	35.3	63.4	1.1	40.1	58.9	1.0	37.3	61.7
中能登地域	8,705	31,699	44,838	5,762	28,594	43,959	5,515	23,696	43,359
	10.2	37.2	52.6	7.4	36.5	56.1	7.6	32.7	59.8
奥能登地域	10,699	17,607	23,610	7,388	14,944	22,958	7,133	11,329	22,177
	20.6	33.9	45.5	16.3	33.0	50.7	17.6	27.9	54.6
過疎地域	19,487	51,598	72,567	13,211	45,820	70,269	12,699	36,932	68,688
	17.9	47.4	66.7	10.2	35.4	54.4	10.7	31.2	58.1
白山ろく地域	444	1,247	1,626	249	1,088	1,543	274	809	1,605
	13.4	37.6	49.0	8.7	37.8	53.6	10.2	30.1	59.7
過疎地域 +特定市町村	19,931	52,845	74,193	13,460	46,908	71,812	12,973	37,741	70,293
	17.8	47.2	66.2	10.2	35.5	54.3	10.7	31.2	58.1
県全体	34,066	211,731	384,397	23,925	200,209	386,267	23,237	176,786	389,749
	5.4	33.6	61.0	3.9	32.8	63.3	3.9	30.0	66.1

	H 2 2			H 2 7			R 2		
	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
山中地域	46	1,652	2,832	54	1,539	2,464	36	1,378	2,214
	1.0	36.5	62.5	1.3	37.9	60.7	1.0	38.0	61.0
中能登地域	4,314	19,947	40,482	4,018	18,267	39,064	3,527	17,175	36,840
	6.7	30.8	62.5	6.6	29.8	63.7	6.1	29.9	64.0
奥能登地域	5,121	8,462	20,270	4,235	7,288	19,385	3,082	6,283	18,124
	15.1	25.0	59.9	13.7	23.6	62.7	11.2	22.9	65.9
過疎地域	9,481	30,061	63,584	8,307	27,094	60,913	6,645	24,836	57,178
	9.2	29.2	61.7	8.6	28.1	63.2	7.5	28.0	64.5
白山ろく地域	184	617	1,489	196	588	1,397	160	517	1,255
	8.0	26.9	65.0	9.0	27.0	64.1	8.3	26.8	65.0
過疎地域 +特定市町村	9,665	30,678	65,073	8,503	27,682	62,310	6,805	25,353	58,433
	9.2	29.1	61.7	8.6	28.1	63.3	7.5	28.0	64.5
県全体	18,402	159,109	377,337	17,289	156,786	375,106	14,815	153,512	380,462
	3.3	28.7	68.0	3.2	28.6	68.3	2.7	28.0	69.3

※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

産業別の就業人口の状況は、昭和55年と令和2年を比較した場合、就業者の総人口では約7万4千人、44.5%の減となっており、同期間内の人口増減率の△37.7%と比べ減少率は大きくなっている。また、産業別にみても第1次産業が△82.5%と大幅に減少しており、第2次産業は△54.4%、第3次産業についても△17.4%と、すべての産業で減少傾向にある。

次にその構成比をみた場合、昭和55年から令和2年にかけて、第1次産業では23.5%が7.5%、第2次産業では33.7%が28.0%とその割合が減少している。一方、第3次産業においては、42.9%が64.5%と、約1.5倍になっている。

地域別でみると、山中地域では、第1次産業については昭和55年の2.4%が令和2年には1.0%に低下している。第2次産業については、昭和55年から令和2年までほぼ40%前後で推移している。これは、伝統工芸である山中漆器の製造が盛んであるからである。第3次産業については、温泉を中心とした観光産業が展開されてきたことから、昭和55年の54.0%が令和2年には61.0%に上昇している。

中能登地域は、第1次産業については昭和55年の18.3%が令和2年には6.1%にまで大幅に低下してきているが、県全体の2.7%と比較すると、約2.3倍となっており、依然として第1次産業の占めるウエイトが比較的高いことがわかる。第2次産業については昭和55年の36.8%が令和2年には39.9%に下がっている。第3次産業については昭和55年の45.0%が令和2年に64.0%にまで上がってきている。これは、水族館等の観光・レクリエーション施設が整備されたことなどによるものと思われる。

奥能登地域は、第1次産業については昭和55年の33.6%が令和2年には11.2%にまで低下してきているが、県全体の2.7%と比較すると、4倍以上となっている。依然として第1次産業の占めるウエイトが高いが、専業農家は激減し、出稼ぎ等による農外収入へ依存している農家が他の地域と比較して多い状況にある。第2次産業については昭和55年の27.6%が令和2年には22.9%に下がっており、半島部の隔遠地の特徴がマイナス要因として働いている。第3次産業については昭和55年の38.8%が令和2年には65.9%にまで上がってきている。これは観光産業による部分が大きいものと思われる。能登半島は、全国的に知名度は高いが、従来のも見て歩き型の観光で今後の集客能力に限度があり、第3次産業のウエイトを高めていくためには、広域的な通年型・滞在型観光ネットワークを展開していく必要がある。

白山ろく地域においては、第1次産業については、山岳地域であるため農林業基盤が脆弱なこと、農林業従事者の人口流出が底をうったことから、昭和55年から平成7年までの各5年間は、15%前後で推移していたが、高齢化が進行したこともあり、令和2年では、8.3%と減少している。第2次産業の就業率は、昭和55年から、県全体より高めに推移していたが、令和2年では県全体28.0%に対し26.8%と県全体を下回っている。これまで、県全体よりも高めに推移していた要因としては、公共事業等による建設工事が地域経済の重要な部分を占めていたことによると思われるが、就業者の高齢化により、こうした傾向が下降してきたものである。第3次産業については、金沢市、小松市等の近隣市町への通勤が可能なことや、スキー場や温泉などの観光産業が整備されてきたことから、令和2年においては、65.0%と第2次産業の26.8%を大きく上回っている。

イ 過疎対策における実績と評価

本県において過去50年間に実施された過疎対策事業は、次のとおりであり、この結果、過疎地域における交通通信体系、生活環境施設、観光・レクリエーション施設や福祉施設等の整備水準は着実に向上しており、過疎地域の振興に果たした役割は非常に大きなものがあつた。

- ① 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年～54年）に基づいて市町村が実施した過疎対策事業は、計画を13%上回る総額373億円であり、特に市町村道を中心とした交通通信体系の整備（109億円，29.2%）、産業の振興（100億円，26.8%）、教育文化施設の整備（79億円，21.3%）、生活環境施設等の整備（69億円，18.4%）が重点的に行われた。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
交通通信体系の整備	11,414	34.7	10,871	29.2	95.2
教育文化施設の整備	6,290	19.1	7,939	21.3	126.2
生活環境施設等の整備	5,247	15.9	6,870	18.4	130.9
産業の振興	8,063	24.5	9,993	26.8	123.9
集落の整備	747	2.3	190	0.5	25.4
その他	1,149	3.5	1,409	3.8	122.6
計	32,910	100.0	37,272	100.0	113.3

県が過疎市町村に協力して講じた事業については、県道等の整備（262億円，63.9%）が大部分を占め、次いで産業の振興（94億円，23.0%）、県が代行して整備を進める基幹的な市町村道の整備（41億円，10.0%）などが実施された。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
基幹的な市町村道の整備	5,890	11.8	4,110	10.0	69.8
医療の確保	139	0.3	681	1.7	489.9
県道等の整備	28,292	56.8	26,169	63.9	92.5
産業の振興	10,272	20.6	9,449	23.0	92.0
その他	5,209	10.5	573	1.4	11.0
計	49,802	100.0	40,982	100.0	82.3

- ② 過疎地域振興特別措置法（昭和55年～平成元年）に基づく過疎計画（昭和55年度～平成元年度）及びその実績（昭和55年度～平成元年度）は、次のとおりである。

市町村が過疎計画に基づいて実施した過疎対策事業は、計画の81.4%にあたる約849億円の事業が行われている。その内容は、産業の振興に約269億円（31.7%）、市町村道を中心とした交通通信体系の整備に約252億（29.7%）、施設等の整備に約184億円（21.7%）が重点的に行われている。

（百万円、%）

項目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
交通通信体系の整備	30,950	29.7	25,236	29.7	81.5
教育文化施設の整備	15,631	15.0	11,697	13.8	74.8
生活環境施設等の整備	28,704	27.5	18,400	21.7	64.1
医療の確保	824	0.8	1,418	1.7	172.1
産業の振興	27,320	26.2	26,873	31.7	98.4
集落の整備	611	0.6	696	0.8	113.9
その他	230	0.2	550	0.6	239.1
計	104,270	100.0	84,870	100.0	81.4

県が過疎市町村に協力して講じた事業については、計画を上回る約907億円（119.9%）の事業が行われている。その内容は、県道等の整備が約431億円（47.5%）と約半分を占め、次いで産業の振興が約187億円（20.6%）、生活環境施設等の整備が約170億円（18.8%）、県が代行して整備を進める基幹的な市町村道の整備が約103億円（11.4%）となっている。

（百万円、%）

項目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
基幹的な市町村道の整備	9,971	13.2	10,348	11.4	103.8
県道等の整備	25,859	34.2	43,111	47.5	166.7
教育文化施設の整備	228	0.3	368	0.4	161.4
生活環境施設等の整備	23,118	30.5	17,032	18.8	73.7
医療の確保	1,201	1.6	1,196	1.3	99.6
産業の振興	15,268	20.2	18,652	20.6	122.2
計	75,645	100.0	90,707	100.0	119.9

- ③ 過疎地域活性化特別措置法（平成2年～平成11年）に基づく過疎計画（平成2年度～11年度）及びその実績（平成2年度～平成11年度）は、次のとおりである。

市町村が過疎計画に基づいて実施した過疎対策事業は、計画の78.3%にあたる約2,256億円の事業が行われている。その内容は、生活環境の整備に約686億円（30.4%）、産業の振興に約623億円（27.6%）、市町村道等の交通通信体系の整備に約537億円（23.8%）が重点的に行われている。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	76,910	26.7	62,280	27.6	81.0
交通通信体系の整備	60,225	20.9	53,695	23.8	89.2
生活環境の整備	85,324	29.6	68,550	30.4	80.3
高齢者等の福祉の増進	14,887	5.2	10,109	4.5	67.9
医療の確保	22,469	7.8	15,472	6.9	68.9
教育文化の振興	25,414	8.8	12,272	5.4	48.3
集落の整備	996	0.4	756	0.3	75.9
その他	1,817	0.6	2,488	1.1	136.9
計	288,042	100.0	225,622	100.0	78.3

県が過疎市町村に協力して講じた事業については、計画を上回る約1,552億円（146.4%）の事業が行われている。その内容は、県道等の整備に約940億円（60.5%）、産業の振興に約270億円（17.4%）、生活環境の整備に約224億円（14.5%）、県が代行して整備を進める基幹的な市町村道の整備が約88億円（5.7%）となっている。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	24,696	23.3	26,981	17.4	109.3
基幹的な市町村道の整備	5,309	5.0	8,838	5.7	166.5
県道等の整備	60,439	57.0	93,981	60.5	155.5
生活環境施設等の整備	14,089	13.3	22,443	14.5	159.3
高齢者等の福祉の増進	0	0.0	803	0.5	皆増
医療の確保確保	1,464	1.4	2,167	1.4	148.0
教育文化施設	0	0.0	17	0.0	皆増
計	105,997	100.0	155,230	100.0	146.4

- ④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年～令和2年）に基づく過疎計画（平成12年度～平成21年度）及びその実績（平成12年度～平成21年度）は、次のとおりである。

市町村が過疎計画に基づいて実施した過疎対策事業は計画の55.9%にあたる約1,827億円の事業が行われている。その内容は、生活環境の整備に約688億円（37.6%）、市町村道等の交通通信体系の整備に約447億円（24.5%）、産業の振興に約376億円（20.6%）が重点的に行われている。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	60,032	18.4	37,587	20.6	62.6
交通通信体系の整備	78,789	24.1	44,690	24.5	56.7
生活環境の整備	116,595	35.7	68,771	37.6	59.0
高齢者等の福祉の増進	15,004	4.6	7,836	4.3	52.2
医療の確保	3,630	1.1	5,009	2.7	138.0
教育文化の振興	44,383	13.6	14,191	7.8	32.0
地域文化の振興等	6,455	2.0	2,096	1.1	32.5
集落の整備	901	0.3	1,668	0.9	185.1
その他	767	0.2	850	0.5	110.8
計	326,556	100.0	182,698	100.0	55.9

県が過疎市町村に協力して講じた事業については、計画を上回る約1,495億円（101.8%）の事業が行われている。その内容は、県道等の整備に約560億円（37.5%）、生活環境の整備に約347億円（23.2%）産業の振興に約396億円（26.5%）、交通確保対策に約148億円（9.9%）となっている。

（百万円、%）

項 目	計 画 (A)		実 績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	55,740	37.9	39,610	26.5	71.1
基幹的市町村道の整備	1,508	1.0	1,829	1.2	121.3
県道等の整備	54,151	36.9	56,008	37.5	103.4
交通確保対策	17,918	12.2	14,764	9.9	82.4
生活環境施設等の整備	15,868	10.8	34,650	23.2	218.4
高齢者等の福祉の増進	400	0.3	294	0.2	73.5
医療の確保	1,274	0.9	1,665	1.1	130.7
教育文化施設	8	0.0	0	0.0	皆減
地域文化の振興等	0	0.0	689	0.5	皆増
計	146,867	100.0	149,509	100.0	101.8

- ⑤ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年～令和2年）に基づく過疎計画（平成22年度～令和2年度）に係る平成22年度から令和元年度の10年間の実績は、次のとおりである。

市町が過疎計画に基づいて実施した過疎対策事業は、令和元年度末において計画の43.3%にあたる約1,419億円の事業が行われている。その内容は、市町道等の交通通信体系の整備に約325億円（22.9%）、生活環境の整備に約298億円（21.0%）、教育の振興に約224億円（15.8%）が重点的に行われている。

（百万円、%）

項目	計画 (A)		実績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	41,088	12.5	21,527	15.2	52.4
交通通信体系の整備	76,248	23.3	32,534	22.9	42.7
生活環境の整備	111,906	34.2	29,759	21.0	26.6
高齢者等の福祉の増進	21,174	6.5	21,055	14.8	99.4
医療の確保	16,461	5.0	8,462	6.0	51.4
教育の振興	47,610	14.5	22,355	15.8	47.0
地域文化の振興等	9,216	2.8	3,167	2.2	34.4
集落の整備	2,655	0.8	1,450	1.0	54.6
その他	1,125	0.3	1,548	1.1	137.6
計	327,483	100.0	141,857	100.0	43.3

県が過疎市町に協力して講じた事業については、計画を上回る約1,286億円（143.1%）の事業が行われている。その内容は、産業の振興に約767億円（59.6%）、交通通信体系の整備に約434億円（33.7%）医療の確保に約74億円（5.7%）となっている。

（百万円、%）

項目	計画 (A)		実績 (B)		実施率 B/A
	事業費	構成比	事業費	構成比	
産業の振興	46,982	52.3	76,677	59.6	163.2
交通確保対策	36,906	41.1	43,373	33.7	117.5
生活環境の整備	699	0.8	580	0.5	83.0
高齢者等の福祉の増進	256	0.3	582	0.5	227.3
医療の確保	4,993	5.6	7,385	5.7	147.9
教育の振興	0	0.0	0	0.0	
地域文化の振興等	64	0.1	7	0.0	10.9
計	89,900	100.0	128,604	100.0	143.1

これまでの過疎対策の結果として、過疎地域において各種施設の整備は進んだものの、県全体に比べると全体的に遅れており、引き続き各種施設の整備を進める。

今後は、地域内でのバランスも考慮した上で、機能分担や共同利用が可能な施設については、広域的な観点での整備を検討し、既存施設の利活用など創意工夫により積極的に取り組む。

(2) 過疎地域の持続的発展に関する基本的な方向

昭和45年以降、過疎対策事業を基本として、北陸新幹線金沢開業やのと里山空港の整備、ダブルラダー構想等各種事業の積極的な展開によって、交通基盤をはじめ、義務教育及び文化施設、水道、コミュニティ施設等の生活環境施設あるいは高齢者福祉施設等の整備が進み、県全体の水準には及ばないものの定住環境は確実に向上してきている。

また、若年労働力の地域外流出に歯止めをかけるため、将来を見据えた早い段階から若者が県内企業の魅力に触れる機会を創出するとともに、雇用の拡大や高度人材の流入など地域経済の活性化に大きな効果をもたらす企業誘致、農林水産物の付加価値を高める6次産業化の促進、観光資源の掘り起こし、サービス業の活性化など、多くの地域振興のための施策が行われている。

しかしながら、若者を中心とした人口の流出は依然として続いており、高齢化傾向も他の地域に比較して顕著となっている。昭和55年国勢調査と令和2年国勢調査を比較すると、過疎地域市町において、65歳以上の高齢人口割合が13.5%から43%となり、全ての過疎市町が30%以上となっている。急激な人口の減少と高齢化、15歳から65歳までの労働人口の減少による産業の停滞、高齢者の買い物や通院など交通問題、若年・壮年人口の減少による児童・生徒の急減に伴う学校の統廃合や遠距離通学など、社会生活の多方面にわたる重大な問題に直面している。

このような状況を受けて、各自治体では財源の確保に腐心し、行政サービスのための支出の増加に対処するため、より一層効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが必要となってくる。また、行政のみが地域における公共サービスを担うものではないことから、住民自身やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターの活動とも協働し、相互に連携していくことが求められている。

また、過疎地域においては、産業の振興をはじめ福祉、教育、地域間交流、集落機能の強化など様々な課題に取り組まなければならないことから、これらの取り組みをコーディネート

ネットする地域リーダーの存在が不可欠であり、このような人材を発掘し、養成することが必要である。

過疎地域の持続的発展にあたっては、平成28年に策定された「石川県長期構想」の「個性、交流、安心のふるさとづくり」を基調として、地方分権の推進による自己責任原則、地域間競争を前提に、明確なコンセプトの下に戦略的・重点的な施策を展開している。引き続き、次の基本方針により、各地域の自主性・主体性、創意工夫を尊重するとともに広域的な発想をも取り入れた過疎対策を推進する。

ア 魅力を磨き人・ものを惹きつける地域づくり

人口流出が顕著な過疎地域において、地域社会を担う多様な人材の確保・育成は極めて重要な課題であり、質の高い文化や豊かな自然、充実した子育て環境を活かし移住・定住の促進を図るとともに、地域づくり活動の核となる人材や地域づくり団体の育成に取り組む。

また、過疎地域においては人口減少を補う意味でも、積極的に情報通信技術を活用していく必要がある。そのため、過疎地域以外の地域との情報通信技術の利用機会の格差の是正や地域住民の情報リテラシーの向上に努め、産業・福祉・医療・教育など様々な分野における情報化を推進する。

そのほか、地域間交流の促進や地域文化の振興、交通機能の拡充、集落の整備などに取り組み、人を惹きつける生涯居住の地域づくりを推進していく。

また、これまでの過疎対策事業は、道路整備や観光・レクリエーション施設整備等のハードの整備に偏りがちであったが、平成22年に過疎対策自立促進特別事業が創設されたことを受け、地域医療の確保や住民に身近な生活交通の確保などといったソフト事業についても充実を図ってきたところであり、今後も、住民との協働や市町間の連携に努めながら、過疎対策を推進する。

イ 成長を実感でき働く人が輝く地域づくり

集落の存続に不可欠な働く場の確保に向け、それぞれの地域に応じた産業の基盤づくりを推進し、安定的な雇用を拡大する事が必要であり、これにより地域経済の自立及び持続的発展を促す。

農林水産業については、将来にわたり持続的に発展していけるよう、成長産業化を促進するため、特色ある県産農林水産物のより一層のブランド化を推進するとともに、他

産業との連携による収益力向上に向けた取り組みを進めるほか、地域の農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成を推進する。

また、過疎地域は豊かな自然や伝統文化等の多彩な資源を有しており、これを活かした魅力ある観光ルートの整備をはじめ、周遊型・滞在型観光の拡充を図り、まちづくりと一体となった観光拠点づくりを進める。

伝統的工芸品等の地場産業については、消費者ニーズにあった新商品を開発し、新たな販路の開拓を進めるとともに、県立の研修機関での後継者の育成など、人材の確保に努める。

企業誘致にあたっては、手厚い補助制度及び、整備が進む交通インフラや豊かな自然、暮らしやすさ等の立地環境のPRに努め、さらに積極的な誘致を進める。

起業の促進については、県産業創出支援機構に創業に関する窓口を設置するとともに、ベンチャーコンテストを実施し、優秀なビジネスプランについては、支援チームによる集中支援を行う。

また、魅力ある商店街づくりや地域商業の活性化を図る。

ウ 安全・安心とやすらぎを感じる地域づくり

過疎地域における定住環境については、積極的な整備が進められ確実に向上してきたものの、県全体の水準には及ばず、農山漁村の優れた自然環境や風土のなかに暮らしながら、同時に都市的サービスも享受しうる生活環境の実現に引き続き努める。

このため、水道施設、生活排水処理施設、保健・医療・福祉施設、廃棄物処理施設、サービスステーション（SS）、教育施設、コミュニティ施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備等、生活の利便性の向上を図るとともに、防災行政無線の整備等、安全・安心な社会づくりのための各種防災対策に万全を期す。

今後、いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる2025年には、介護等の支援を必要とする高齢者が更に増加することが見込まれており、こうした方々が、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。また、それぞれの地域の状況に応じて、介護保険施設等の計画的な整備を進める。

さらに、高齢者の豊富な経験や能力は、今後の過疎地域の振興に多大な貢献をなすも

のと期待され、多様な社会参加の機会の創出が得られるよう配慮する。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

経済のグローバル化、交通通信網の発達により、住民の日常生活の行動範囲が拡大しており、市町という枠にとらわれず、住民の日常生活圏と一体となった地域づくりが重要である。

本県では、中心都市と周辺農山漁村とを一体として、広域的かつ総合的な整備を行い、県土の均衡ある発展と魅力ある地域づくりをめざしている。

広域的なネットワークの形成を推進し、相互に連携・補完を図って、重点的かつ効果的な整備を図られるよう、県としても、積極的に支援していく。

(4) 都道府県の責務

県においては、過疎地域の持続的発展を支援するため、一の過疎地域の市町の区域を超える広域にわたる施策を講じることに努める。また、市町相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

過疎地域の持続的な発展に向けては、東京圏をはじめとする三大都市圏への人口流出が続いている状況に、石川に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現することで、歯止めをかけていく必要がある。

このため、他県にはない優位性である北陸新幹線をはじめとした陸・海・空の交流基盤や、ものづくり企業や高等教育機関の集積、質の高い文化や豊かな自然、充実した子育て環境、これらを含めた全国トップクラスの住みやすさを活かすとともに、多様な人材を惹きつける魅力ある雇用の場の創出などを通じて、若い世代を中心とした石川への人の流れをつくることを目指す。

また、各地域に受け継がれてきた「自然」「伝統文化」「食材」などの豊かな地域資源を活かし、地域でのNPO活動、地域づくり活動等の人材を積極的に支援・育成することにより、自主的・内発的な取り組みを展開し、地域内外での交流のネットワークを構築していく。

(2) 移住及び定住の促進

移住及び定住の促進に向けて、移住・定住と県内就職のワンストップ窓口である、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）や市町など関係機関の緊密な連携のもと、移住希望者への情報発信の強化や移住体験機会の提供に取り組むほか、地域が移住者を受け入れる環境整備や意識醸成に努める。

また、地域課題の解決や将来的な移住の裾野拡大を見据え、定住には至らないものの、本県に継続的に多様な形で関わるいしかわ応援団（関係人口）の創出・拡大に取り組む。

(3) 地域間交流の促進

これからの国民生活は、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」が重視されるようになり、農山漁村における多面的な機能に対する評価が高まり、また、農山漁村でのゆとりある生活への憧れが増している。こうした観点から、美しい農山漁村の自然と景観を維持し、グリーン・ツーリズムをはじめとした都市と農山漁村との交流を推進し、移住・交流居住者の増加に向けた取り組みを進める。

(4) 地域社会の担い手となる人材の育成

地域の活力を育むため、地域づくり人材を育成するための研修などを支援し、地域に誇りと愛着を持ち、地域づくり活動の核となる人材や地域づくり団体の育成を図る。

産業・文化・自然を学ぶ授業や、「おもてなし」の精神を学ぶ授業などを、広く地域の方々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わる事で、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度とともに、ふるさとを愛する心を養い地域を支える人材育成を図る。また、社会と関わる学習や、企画力やチャレンジ精神を高める学習を通じて教育の質の向上を図り、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材を育成する。

高等教育機関と地域との連携による研究者や学生の力を活用した地域づくり・交流を促進し、地域住民の意識を高めつつ、学生にも地域の魅力や可能性を体感してもらう取り組みを充実する。

(5) 関係者間の連携及び協力の確保

行政と地域住民との連携・協働により、住民主体の地域づくりを進めるとともに、活力ある地域づくりに向けて、地域づくり団体の交流機会の提供や先進的な地域づくり活動を行っている個人や団体の紹介などを支援することにより、地域づくり団体のネットワークづくりを促進する。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の持続的な発展のため、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、地域の産業振興・雇用の創出等により、若年者をはじめ地域に暮らす人々の定住条件を整備するとともに、U I ターンの促進に努めていくことが不可欠である。

このためには、何よりも新たに就業の場を増大させ、住民に安定した所得を得る機会を確保し、ゆとりある生活を営むことが可能となるよう、その環境を整備していくことが必要である。

ア 農林水産業の振興

農林水産業の担い手の減少や高齢化、多様化する消費者ニーズへの対応等の課題を踏まえて、農林水産業が将来にわたり持続的に発展していけるよう、成長産業化を促進するため、特色ある県産農林水産物のより一層のブランド化を推進するとともに、他産業との連携による収益力向上に向けた取り組みを進める。

イ 商工業の振興

商業については、交通網の整備に伴い商圈が拡大していることから、その振興にはなかなか困難なものがあるが、引き続き魅力ある商店街づくりや地域商業の活性化を図る一方、観光関連産業と連携し、土産品や特産品の販売等新分野での振興を促進する。

ウ 情報通信産業の振興

情報通信技術の進展に伴い、社会全体でデジタル化の必要性が加速している。とりわけ、産業分野でのデジタル化は、企業の競争力強化に繋がるものとして、その重要性は一層高まっている。そのため、企業の熟度に応じ、情報通信技術の活用を支援することで企業の生産性向上や付加価値向上を図る。

エ 観光の振興及び交流の促進

産業振興の戦略として、本県の過疎地域の最も重要な資源である美しい自然、温泉、歴史的・文化的遺産を活かして、引き続き、観光関連産業の振興を図る。観光は、地域住民の就業機会の確保や地場産業の育成にも貢献しうる基幹産業として期待されており、交流人口の増加といった観点からも推進する。

これまで、白山ろく地域におけるスキー場や登山、キャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設の整備、中能登地域におけるマリンスポーツ施設、ゴルフ場、別荘地等の整備、奥能登地域における交流施設、生涯学習施設、通年型・滞在型宿泊施設等の整

備が進められてきており、今後は、グリーン・ツーリズム等の普及を進め、過疎地域に限らず近隣地域との連携等広域的な観点に立って、通年型・滞在型の観光・保養地の形成を推進する。

オ その他産業の振興

伝統的工芸品、あるいは農林水産物の生産加工を地場産業として振興し、その販路の開拓や若手後継者の育成に努めるほか、観光関連産業との連携を促進する。

カ 就業の促進

企業誘致にあたっては、恵まれた自然環境や地域資源など、地域特性を活かした企業の誘致に努める。

起業の促進については、県産業創出支援機構に創業に関する窓口を設置するとともに、ベンチャーコンテスト等を実施し、優秀なビジネスプランについては、支援チームによる集中支援を行う。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

農業については、農産物の価格の低迷、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

このため、農業が将来にわたり持続的に発展していけるよう、成長産業化を促進するため、特色ある農産物のより一層のブランド化を推進するとともに、他産業との連携による収益力向上に向けた取り組みを進める。

また、多様な担い手の確保・育成については、平成26年に創設した「いしかわ農業参入支援ファンド」を活用し農業参入に伴う経営面を支援するとともに「農業参入総合支援プログラム」による、参入から定着までの一貫した総合支援を行うことで、新たな担い手となる企業や法人などを地域内外から積極的に呼び込むとともに、UIターン就農を支援する。

さらに、里山里海地域の振興については、世界農業遺産「能登の里山里海」をはじめとした里山里海の保全・利活用の一層の推進及び価値のさらなる向上に向けた取り組みを推進する。加えて、「いしかわ里山振興ファンド」などの活用により地域資源を活用した生業づくりを推進するとともに、農家民宿を核に「食」をはじめとする里山里海の魅力を提供する「石川型スロースーツーリズム」に取り組み、人を呼び込む「農村づくり」を推進する。

イ 林業の振興

林業を取り巻く環境は、長期にわたる木材価格の低迷等により厳しい状況であるが、戦後造成された人工林の多くが主伐期を迎え、主伐・再造林による森林資源の循環利用を進める段階となっており、大きな転換期を迎えている。

このため、林内路網の整備や高性能林業機械の導入、ドローンやICTを活用したスマート林業の推進等により、主伐・再造林を進め、木材生産の増大及び、林業収益力の向上を実現することで森林組合等の林業事業者の経営の安定化や林業就業者の所得向上を図る。

併せて、木材加工・流通施設の整備により、製材工場等の規模拡大や事業者間連携を促進することで、県産材製品の安定供給に取り組む。

また、「のとてまり」をけん引役とした原木しいたけの生産拡大など特用林産物の振興に取り組むとともに、多様な里山資源を活かした生業の創出や交流人口の拡大等を通じて山村の活性化を進める。

ウ 漁業の振興

水産業を取り巻く環境は、魚価の低迷による収益性の悪化や漁業就業者の減少と高齢化、漁獲量の減少など、様々な課題を抱えている。

このため、未来へつなぐ魅力ある水産業の創造に向け、県内外からの人材の確保や定着に向けたフォローアップによる意欲ある人材の確保・育成を図る。

また、「能登とり貝」など本県の特徴ある水産物のさらなるブランド価値の向上に加え、ICTを活用した操業支援などによる水産業の収益性の向上を図る。

北陸新幹線金沢開業後の県産水産物の需要増加やニーズの多様化に対応するため、新鮮な県産魚の供給拡大や出荷体制の整備、市場間の連携構築によるニーズの変化に対応した商品づくりと販路の拡大を図る。

また、漁業共済制度を活用した「資源管理・収入安定対策」の推進、水産生物の重要な役割を果たす藻場の保全対策と有効活用による里海資源の持続的な利用促進等を図る。

さらに、世界農業遺産「能登の里山里海」の構成資産の一つである海女漁は、平成26年6月に「いしかわ里海の至宝」に認定されるとともに、平成30年3月には国指定無形民俗文化財に指定されており、その伝統的技術の継承支援による生業としての振興を図る。

エ 畜産業の振興

畜産業については、担い手の減少や高齢化により、将来的に一層の生産基盤の弱体化が懸念されている。

担い手の確保・育成については、「畜産担い手育成対策事業」を活用し、参入前からのOJT研修や空き牛舎の斡旋、経営の継承など、参入時や参入後の経営面の支援を総合的に行うことで、新たな担い手の確保を図る。

酪農及び肉用牛については、生産頭数の拡大に向けた取り組みを進め、生産基盤の強化を図るとともに、牧草だけでなく、稲WC Sや飼料米の活用など、自給飼料率の向上による生産コストの低減、経営の安定化を促進する。また、豚についても、生産頭数の拡大に向けた取り組みを進める。

これらにより、畜産業の持続的発展による成長産業化を促進し、より一層のブランド化の推進による収益力の向上を図り、魅力ある産業としての取り組みを進める。

(3) 商工業の振興

過疎地域においては、全体的に商業機能の整備が遅れていることから、消費者のニーズの多様化・個性化、あるいは道路網の整備に伴う住民の行動範囲の広域化等が進むなか、他の地域への購買力の流出傾向が続いている。

これに対応するため、商店街や個店の魅力向上、さらには大型店との機能分担等、商店経営の近代化を推進する。

また、恵まれた観光資源を活用し、のと里山空港を利用した観光客等を対象とする特産品・観光土産品、飲食料サービス等の分野での商業振興を図る。

工業については、本県のものづくり産業の特徴は、機械、繊維、食品に代表される高い技術力を有する中小企業の集積によって構成されている。こうした中小企業を取り巻く環境は、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の強化、消費者の需要の多様化、人口減少及び少子高齢社会の到来による国内市場の縮小などにより、厳しい経営環境に直面しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は特に厳しい状況にある。

本県の中小企業は、小規模企業がその大半を占め、多くの雇用の機会を創出し、地場産業を支え本県の経済の基盤をなすとともに、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与するなど重要な役割を果たしてきた。

過疎地域の持続的な発展のためにも、中小企業者の成長に向けた意欲的で創造的な取り組

み及び小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた取り組みについて支援していく。

〔山中地域〕

温泉街の総湯を中心に旅館や土産店などの商店街が形成されているが、購買力の多くは近隣市町の大型店舗へと流出している。

このため、今後は街並み整備など魅力ある観光地づくりを推進するとともに、観光資源を活用することにより、流入観光客を対象とした、土産品等の商業機能を整備する。

〔中・奥能登地域〕

それぞれの市町の中心地域において、日常必需品を主体とした商店街が形成されている。

また、一部の地域では、地元小売業者による共同店舗の設置等近代化が図られているが、全体として商業機能の整備が遅れている。

このため、商店街等の魅力向上のための取り組みを支援することにより、商業の振興を図る。

一方、観光資源を活用することにより、流入観光客を対象とした、土産品等の商業機能を整備する。

〔白山ろく地域〕

人口が少なく、また、集落が広範囲に分散していることから、まとまった商店街の形成はみられず、生活必需品中心の小売店舗が各集落に散在していることから、購買力の多くが、市内の他地域をはじめ金沢市、野々市市等へと流出している。

このため、地元住民に対する近隣型商業機能の充実をはじめ商店の経営近代化を図るとともに、観光資源を活用することにより、流入観光客を対象とした、土産品等の商業機能を整備する。

(4) 情報通信産業の振興

情報通信技術の進展に伴い、社会全体でデジタル化の必要性が加速している。とりわけ、産業分野でのデジタル化は、企業の競争力強化に繋がるものとして、その重要性は一層高まっている。そのため、企業の熟度に応じ、情報通信技術の活用を支援することで企業の

生産性向上や付加価値向上を図る。

(5) 観光の振興及び交流の促進

本格的な少子化・人口減少社会の到来により、交流人口の拡大を通じ、地域の活性化を図っていくことが重要になっており、その中核を担う観光に大きな役割が期待されている。

近年、観光を取り巻く環境は大きく変化しており、単なる物見遊山ではなく本物や体験を求めるなど、観光客のニーズは多様化し、より広域的に観光地を巡る傾向が見られる。

このような中、本県の過疎地域は、いずれも豊かな自然や伝統文化を有しており、今後は、大都市では味わうことのできない地域固有の観光資源の発掘と磨き上げを行うとともに、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、ワーケーションなど自然環境を活用した取り組みのほか、地域の歴史文化を活かした取り組みを進めていくとともに、これらの資源を結びつけ、相乗効果が発揮されるよう、広域連携による観光誘客を推進していく。

また、北陸新幹線の金沢開業効果を持続・発展させていくため、首都圏でのイベント参加など様々な機会を捉え、地域の祭りや独自の食文化等の情報発信を行っていく。

〔山中地域〕

山中地域は、隣県との境界に接する山間部にあり、加賀温泉郷の一つでもある山中温泉を抱えるほか、山中漆器などの伝統工芸や山中節などの郷土芸能が息づいている地域である。

特に、この地域は、県内でも温泉情緒のあるまちづくりを進めており、そぞろ歩きができる温泉街の魅力向上や健康維持と癒しの温泉地づくりを進めるとともに、伝統的工芸品の制作体験などができる産業観光を推進し、地域の歴史文化の発掘と観光資源化への取り組みを進める。

〔中能登地域〕

中能登地域は、能登半島の間中部に位置し、緑豊かな里山風景はもとより、新鮮な海の幸や、国内有数の温泉地である和倉温泉、日本海側有数の水族館やガラス美術館などがある能登島、演劇を地域おこしの一つとして活動する地区など、素朴な地域資源が存在している。

こうした地域資源に磨きをかける取り組みを進め、のと里山海道の無料化や、能越自動車道の整備の進展とともに、大都市との交通基盤の拡充を活かした観光振興を図り、

交流人口の拡大を目指す。

具体的には、温泉地のまちづくりの推進をはじめ、能登の歴史、文化や自然を体験できる博物館と一体となった能登歴史公園の整備、野生イルカのウォッチングやシーカヤックなどの体験型観光の推進、海洋資源を活かした観光地づくり、収穫体験などの農山漁村地域での生活体験をするグリーン・ツーリズムの推進や、地域文化に根ざした観光集客施設の整備、地域文化・歴史を活かした観光メニューの創出などを進める。

〔奥能登地域〕

奥能登地域は、豊かな自然景観とともに、地域の祭りや独自の食文化（新鮮な魚介類、地酒、いしる等の発酵食品など）が相まって、「日本の原風景」ともいえるべき素朴さを醸し出している。

このため、地域に残る様々な自然や、伝統文化を観光資源として活用、発信するとともに、のと里山海道の無料化や、能越自動車道の整備の進展により、中京圏等との交通基盤の拡充を活かした観光振興を図り、交流人口の拡大を目指す。

具体的な持続的発展に向けた取り組みとしては、豊かな自然や海洋資源を活かした観光地づくり、農山漁村地域の活性化を目指したグリーン・ツーリズムの推進、地域文化に根ざした観光集客施設の整備、地域文化・歴史を活かした観光メニューの創出などを進める。

〔白山ろく地域〕

白山ろく地域は、日本三名山の一つ「白山」を擁し、野生生物の豊富な原始林などの大自然が広がり、白山信仰や伝統芸能などの独自の山村文化が形成されている。また、白山ろくのスキー場群をはじめとした様々なスポーツやレクリエーションの場としても親しまれている。

このため、白山ろくの自然と文化を体験できるレクリエーションエリアとして形成するため、白山ろくテーマパークの整備のほか、豊かな自然を活用したエコツーリズムの推進、白山の隣接県との連携強化、白山白川郷ホワイトロードを活用した飛騨地域との連携強化、農山村文化を活かした交流の推進、スポーツ観光の振興などの取り組みを進める。

(6) その他産業の振興

地場産業の振興については、過疎地域の産業振興を図るためには、地域の基幹的な産業である第1次産業の生産性向上を進めるとともに、本県過疎地域がもっている豊かな自然や特産物、伝統的工芸品などの地域資源を活かしつつ、新たな観光関連産業を興すほか、農林水産物の付加価値を高める6次産業化の促進、のと里山空港等を活用した流通体系の確立を進めることが重要である。

また、第2次産業についても、若年者の定住を促進するため、域外からの企業誘致に努める。

このために、次の事項に基づいて、地場産業の振興を図る。

- ① 既存の地場産業について、新製品の開発による新規需要の創出、国の大型研究開発施設等を活用した次世代産業の創造、ニッチトップ企業等、国際展開の拡大などを通じて景気の動向に左右されにくい骨太の産業構造の実現に努める。
- ② 消費者ニーズの多様化とともに、陶磁器、漆器など、地域に伝わる技術や、地域資源を活用した手作りによる伝統的工芸品が見直されていることなどをふまえ、それぞれの伝統的工芸品産地と連携し、伝統的工芸品産業の振興を図る。
- ③ 地域固有の農林水産資源を活用した6次産業化に取り組むための加工・販売施設等を整備し、雇用の創出と所得向上を図る。
- ④ 農林総合研究センター、水産総合センター、工業試験場、県立大学等の研究機関及び商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等との協調連携により、特色ある商品の開発と販路開拓に努める。
- ⑤ 高齢者の豊富な経験と知識、技術能力を積極的に活かして社会に貢献できる機会が得られるよう配慮するとともに、生きがいとしての活動を生産活動に結び付け、地域住民一体となった活力の高揚を図る。
- ⑥ 地場産業と観光関連産業や地域間交流事業を結び付け、相乗効果による販路拡大に努める。

〔山中地域〕

豊かな温泉と歴史的、文化的資源や良好な自然環境を活かした通年型・滞在型観光を地域の産業としていくほか、山中漆器を中心とした伝統的工芸品による振興を図る。

〔中・奥能登地域〕

地域資源を活用した特産品の開発を進めるほか、輪島塗、珠洲焼、能登上布、ガラス工芸品、珪藻土製品、いしる（魚醬）等の生産を地場産業として育成する。

〔白山ろく地域〕

スキー場をはじめ、各種のスポーツ・レクリエーション施設、温泉保養施設、宿泊施設等を活用した通年型・滞在型観光を地域の産業としていくほか、牛首紬等の伝統的工芸品、地域の特産品による振興を図る。

(7) 就業の促進

企業の誘致対策について、一般的に企業は安定的な従業員を確保する観点から、人口の集積した地域を選定したり、また、物流コストの低減を図るため交通アクセスの良い箇所を選択する傾向が見られ、過疎地域への企業誘致は厳しい状況にある。

しかしながら、のと里山空港や、のと里山海道の無料化、能越自動車道の延伸、国道8号の拡幅などの高速交通体系が整備されてきたところであり、これらを積極的にPRしながら、地域の資源や特性を活かした製造業や誘致企業の本社機能移転促進、サテライトオフィス等の誘致対策に努める。

これまで、金沢市周辺地域や能登の工業団地等への製造業の立地等が積極的に進められてきているが、過疎地域がこれらの地域の後背地に位置することから、各種交通網の整備を図り、物流の確保を進め、これらの立地企業の関連企業の誘致を重点的に促進する。

〔山中地域〕

豊かな自然環境や伝統工芸を活用した地場産業などの企業立地を促進する。

また、山村地域としての立地条件を活かした農林水産物加工工場などの立地促進を図る。

〔中・奥能登地域〕

健全な地域社会の発展のためには、地域内に雇用機会を確保することが必要である。のと里山空港や能越自動車道等の整備、のと里山海道の無料化に伴い、立地環境が改善されてきたところであり、世界農業遺産認定地域というブランドイメージなどの地域資源を

活かした企業等の誘致に努める。

〔白山ろく地域〕

繊維工業、製材工業等の企業立地がみられるが、山間地帯としての自然的、地理的制約があるので、冬季間も交通網が確保される幹線道路沿線に企業立地を促進する。

また、地域の貴重な財産である自然環境との調和を図りつつ、山村地域としての立地条件を活かした山菜加工場、農林水産物直売所などの地域資源活用型産業、自然環境への影響が少ない研究開発関連企業などの立地促進を図る。

起業の促進については、県産業創出支援機構に創業に関する窓口を設置するとともに、ベンチャーコンテスト等を実施し、優秀なビジネスプランについては、支援チームによる集中支援を行う。

また、過疎地域が持続的に発展するためには、地域の中に新たに経済活動を作り出すという視点が重要であり、潜在的な魅力ある地域資源等を発掘し、創意工夫を重ねたコミュニティビジネスなど、地域住民による内発型の産業が育つよう環境の整備を図る。

〔山中地域〕

商工会・商工会議所において、「白山ろく地域」と同様に、セミナー等による掘り起こし、外部専門家によるコンサルティング等創業前後の相談支援を行うとともに段階的に(公財)石川県産業創出支援機構と連携し一体的支援を図る。

〔中・奥能登地域〕

商工会・商工会議所において、「白山ろく地域」と同様に、セミナー等による掘り起こし、外部専門家によるコンサルティング等創業前後の相談支援を行うとともに段階的に(公財)石川県産業創出支援機構と連携し一体的支援を図る。

特に、のと里山空港の開港により、時間距離的に大都市とのアクセスが大幅に改善されたことから、これらの環境変化を踏まえたビジネスプラン策定にも重点的に指導し、起業の促進を図る。

〔白山ろく地域〕

商工会内において、セミナーの開催等による掘り起こし、外部専門家によるコンサルティング等創業前後の相談支援を行うとともに、(公財)石川県産業創出支援機構とも連携し継続的・段階的な支援等により、地元企業との創出及び経営の安定を図る。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

情報通信技術の目覚ましい進歩と発展は、社会の様々な面に大きな変化をもたらした。

今後、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報・知識を活用できるデジタル社会においては、地理的・時間的距離を縮めるとともに、様々な分野における課題の解決や魅力ある地域づくりを促進するものと期待されている。デジタル社会の恩恵を享受するため、過疎地域における情報通信技術の利用機会の格差の是正に取り組むとともに、産業や物流、地域公共交通、医療や教育といった多様な分野での情報化を推進し、地域住民の生活の利便性向上に努める。

(2) 他地域との情報通信技術の利用機会の格差の是正

超高速ブロードバンドや携帯電話については、概ね県内全域で利用可能となっているが、過疎地域など一部未整備な地域があるため、今後とも市町、事業者等と連携を図りながら未整備地域の解消に取り組む。

また、超高速・超低遅延・多数同時接続の通信が可能となる第5世代移動通信システム（5G）などの新たな情報通信技術の導入が促進されるよう努める。

(3) 住民の生活の利便性の向上

行政手続のオンライン化を進めるとともに、デジタル社会における基盤となるマイナンバーカードの利便性の向上や普及促進に国、市町と連携して取り組み、過疎地域における住民生活の利便性の向上を図る。

(4) 産業の振興

情報通信技術の進展に伴い、社会全体でデジタル化の必要性が加速している。とりわけ、産業分野でのデジタル化は、企業の競争力強化に繋がるものとして、その重要性は一層高まっている。

そのため、企業の熟度に応じ、情報通信技術の活用を支援することで企業の生産性向上や付加価値向上を図る。

また、そのほか、農林水産業など様々な産業分野において情報通信技術を活用し、収益性の向上を図る。

(5) 医療の充実

病院や診療所が電子カルテとして保管している診療情報について、ITを活用して他の医療機関や介護事業者等と共有することにより、切れ目のない医療等の提供に向けた医療機関相互の連携や医療・介護連携への支援を行う。

(6) 教育の充実

社会の情報化が急速に進展していく中で、児童・生徒が、インターネットやデジタル教材を用いて、自らの疑問について深く調べることや自分に合った進度で学習することなど、個々の理解や関心の程度に応じた学びの実現に取り組む。

また、タブレット端末やインターネットなどを用いて、子供同士による意見交換、発表など双方向型の協働的な活動や海外の学校との交流などの充実を図る。

5 交通施設の整備及び交通手段の確保

(1) 交通施設の整備及び交通手段の確保の方針

交通網が過疎地域の持続的発展に果たす役割は非常に大きく、地域住民の生活圏の広域化、企業の立地、地場産業や観光等の振興、地域間交流等には必要不可欠の要素となっている。

ア 国道、県道及び市町道の交通施設の整備

市町道等の交通施設の整備については、本県においても、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法における指定以降、基幹道路を中心に整備を進め、令和2年4月現在で、過疎地域内の国道（指定区間外）については改良済延長約235km、改良率98.6%、舗装済延長約239km、舗装率100%、主要地方道については改良済延長約355km、改良率75.7%、舗装済延長約469km、舗装率100%、一般県道については改良済延長約172km、改良率59.1%、舗装済延長約278km、舗装率95.7%、市町道については改良済延長約2,697km、改良率68.9%、舗装済延長約3,385km、舗装率86.5%と、その水準は向上している。

しかしながら、県全体の数値と比較した場合、まだその水準に追い付いてはいない。県では、南北幹線の骨太化と東西幹線の多重化により、県土を隈なく網羅する幹線道路網を形成する「ダブルラダー輝きの美知」構想を策定している。この構想に基づき、隣県や三大都市圏との広域交流圏の形成、南北に細長い県土の一体化、観光回遊性の向上、災害時の代替性の確保をめざしている。

本県が豪雪地帯にあることから、冬季間の交通網の確保は重要な問題であり、今後とも、冬季間の交通の確保を図るため、雪に強い道路づくりの推進と除排雪体制の確保に努める。

また、農道・林道・漁港関連道についても地域産業に重要な役割を果たすことから、引き続きその整備に努めるとともに、広域的なものについては必要に応じて県営事業により実施する。

イ 交通手段の確保

地域旅客運送サービス等の交通確保対策については、過疎地域においても住民が安全で安心して生活ができるよう、市町、事業者、住民等が連携した地域公共交通の再構築にむけた取り組みを実施し、持続可能な提供に努める。

公共交通機関の充実を図るため、第3セクターであるのと鉄道㈱への支援やバスに

については、赤字路線、廃止代替路線等への支援に努める。

さらに、高速交通ネットワークの形成による能登地域全体の活性化を図るため、のと里山空港の利活用をさらに促進し、観光客や企業の誘致、地場産業の振興等能登地域の飛躍的な発展を目指す。

(2) 国道、県道及び市町道の交通施設の整備

「ダブルラダー輝きの美知」構想に基づき、南北幹線の骨太化と東西幹線の多重化により、県土を隈なく網羅する幹線道路網の形成に取り組むとともに、地域の拠点施設や幹線道路へのアクセス道路、地域間連絡道路などの整備を進める。

これにより、人とモノの交流拡大や、地域の活性化を図るとともに、観光面における回遊性、災害発生時の代替性の向上を図る。

〔山中地域〕

国道（指定区間外）については、改良率97.0%、舗装率100%となっており、県道については、改良率68.5%、舗装率91.7%、市道については、改良率66.3%、舗装率79.9%となっている。

国道及び県道については、山中地域の生活・観光を支える道路を中心に整備を進め、市道については生活関連道路及び集落間連絡道を中心になお一層の整備充実を図る。

〔中・奥能登地域〕

国道（指定区間外）については、中能登地域は改良率、舗装率とも100%であるが、奥能登地域は改良率98.0%（舗装率100%）となっている。県道については、中能登地域が改良率68.0%、舗装率100%、奥能登地域が改良率69.3%、舗装率98.0%となっている。市町道については、中能登地域が改良率64.5%、舗装率85.7%、奥能登地域が改良率73.6%、舗装率87.4%と中能登地域が特に県平均と比べて低くなっている。

国道及び県道については、「ダブルラダー輝きの美知」構想に基づき能越自動車道や、のと里山海道、珠洲道路、国道249号などを整備する。市町道については、これらの主要地方道等のアクセス道路や、生活関連道路及び集落間連絡道を中心になお一層の整備充実を図る。

〔白山ろく地域〕

国道（指定区間外）については、改良率、舗装率とも100%となっており、今後、維持管理の充実に努める。県道については、改良率74.4%、舗装率99.7%、市道については、改良率59.5%、舗装率88.5%となっている。

国道及び県道については、白山ろくの生活・観光を支える道路を中心に整備を進め、市道については山岳地域にあるためその利用度にばらつきがあることから、生活関連道路及び集落間連絡道について、その緊急度の高い路線から計画的に整備を進める。

また、豪雪地帯であることから、通勤通学路線等の生活関連道やスキー場等観光・レクリエーション施設へのアクセス道路を中心に防雪、消・融雪施設や流雪施設等を整備し、住民生活の安定や産業の振興に資する。

過疎地域における農道、林道及び漁港関連道は、基幹産業である農林漁業の振興に重要な役割を果たすものである。

特に、広域的な地域開発を目的とする幹線農道及び幹線林道については、その緊要度が高く、国道や県道及び市町道と関連を図りつつ、農林水産業の近代化と生産性の向上を目的として整備を促進する。

農道については、農業の近代化を図り、併せて農村生活環境の改善に資するため整備するものであることから、当該地域の特性を踏まえて新設、改良及び舗装整備を進める。

林道については、森林の適正な管理や効率的な林業経営、高性能林業機械の導入による林業の生産性の向上を図るほか、山村地域の生活基盤としての役割も担うため整備するもので、当該地域の現状に合わせて、新設及び改良整備を進める。

漁港関連道については、漁獲物の流通や漁業用資材の輸送の合理化による漁業生産の近代化を図り、併せて漁村生活環境の整備を図るため整備するもので、当該地域の特性を踏まえて新設及び改良整備を進める。

地域の広域化に対応するため、県営事業もその必要度をみながら実施していく。

(3) 交通手段の確保

道路網の整備により過疎地域における自動車による交通の利便性は格段に向上している一方で、モータリゼーションの進展や少子化等によりバスや鉄道等の公共交通機関の利用

者が減少し、その経営環境は厳しさを増している。

このような状況の中、過疎地域における公共交通機関を確保し、地域住民の生活の便宜を図るためには、行政、地域住民、民間事業者等の一体的な取り組みが重要である。

能登地域の鉄道である第3セクターののと鉄道㈱に対して支援を行うとともに、地方バス路線の確保を図るため、赤字路線や廃止代替路線等への支援を積極的に進める。

また、のと里山空港の利活用をさらに促進するため、引き続き、県、市町はもとより関係団体が一丸となって首都圏を中心とした潜在需要の掘り起こしを強力に進め、観光客や企業の誘致、地場産業の振興等に努めるほか、能登地域と古くから繋がりの深い関西圏や中京圏との新たな路線開設など、のと里山空港の幅広い活用の可能性についても取り組むこととする。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過去51年間の過疎対策事業によって、過疎地域における生活環境施設の整備は、著しく改善されてきた。水道普及率あるいはし尿及びごみ処理施設等利用率等は県全体の水準に近づきつつある。

今後においては、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設の整備拡充を図るほか、個々の集落における簡易水道、農業集落排水等の生活環境施設、住宅及び公園等を積極的に整備し、住みよい地域づくりを促進する。

(2) 水の確保

過疎地域における水道普及率は、簡易水道、飲料水供給施設の整備に伴い、令和元年度末においては96.4%となっており、県全体が99.0%であることから、今後も、県水準に近づけるよう整備を促進する。

また、経営基盤の脆弱な簡易水道の統合や施設の長寿命化を推進すること等により、経営の安定化をめざし、より安全な生活用水の確保を図る。

(3) 汚水及び廃棄物の処理

過疎地域における汚水の処理について、生活排水処理施設の普及率は、令和元年度末において、70.0%から99.7%までとまちまちの状況となっている。

下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の生活環境あるいは公衆衛生、水質汚染防止に果たす役割の重要性に鑑み、生活排水処理構想エリアマップを基本に、効率的・効果的な生活排水処理施設の整備に努める。

過疎地域における廃棄物の処理については、浄化槽汚泥やくみ取りし尿を処理するし尿処理施設、生ごみや資源ごみ等を処理するごみ処理施設などの廃棄物処理体制の整備が図られてきている。今後とも廃棄物処理施設の充実及び収集体制の一層の強化を促進する。

また、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を推進するため、廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルの推進及び環境教育の充実に取り組む。

(4) その他の快適な生活環境の整備

良好な大気環境の保全のため、大気汚染の常時監視を行うとともに、規制対象施設等へ

の基準遵守の徹底、緊急時における注意報等発令の迅速な対応と健康被害の防止に努める。

日常生活との関わりが深い、騒音や悪臭等のいわゆる感覚公害の防止のため、自動車、航空機等による騒音や振動のモニタリングを行い、関係者による必要な対策の促進に努めるほか、公害苦情に対し円滑に対応する。また、市町の臭気指数規制導入の取り組みを推進する。

また、消防・救急施設の整備について、消防救急業務は市町の業務であるが、過疎地域では広域市町圏事務の一部として一部事務組合で運営されている市町もある。

消防施設・設備については、国が示している指針「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を参考として地域の実情に即した整備・拡充を図るとともに、地域防災の要である消防団及び地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を促進する。

また、救急業務は、業務の高度化に対応するため、引き続き救急救命士の養成と高規格救急車の整備と併せて地域の医療機関との一層の連携を図り、地域内で対応できない場合には搬送に長時間を要する地域が多いことから、消防防災ヘリコプターの活用を含めて、過疎地域における救急業務体制の強化を促進する。

(5) 自然環境の保全及び再生

ア 里山の保全

人の営みにより形成・維持されてきた里山は、過疎・高齢化の進行等により、人の手が入らなくなり荒廃が進み、地域住民だけでは里山の環境維持が困難な状況にある。

このため、「いしかわ版里山づくりISO」制度により、企業やNPO、学校など多様な主体の参画による里山里海保全活動を推進するほか、県民の理解を深め、活動の活性化を図るため、団体が自主的に行う里山林の保全・利活用等の活動への支援をする。

イ 自然公園の適切な保護管理

自然公園施設の適切な維持管理、老朽化した自然公園施設の計画的な更新により、魅力を高め、利用の促進を図る。また、自然公園指導員や巡視員などと協力し、自然の風景地の保護や適正な利用の推進を図る。

ウ 種の保存の推進

希少種保全推進員によるモニタリング調査など県指定希少野生動植物種の生息・成育状況の把握を行うとともに、絶滅の危険性が高い種の保護増殖事業を実施する。

エ 野生鳥獣の保護管理の推進

野生鳥獣の保護と積極的な管理を行うため、特定鳥獣管理計画に基づく個体数等の適正な管理を実施する。

人身被害や農林業被害等を防止するため、鳥獣被害対策の充実・強化を推進するとともに、捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用を推進する。

県内の狩猟者数は近年、増加しているが、高齢化も依然として進行していることから、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を推進するため、セミナー等を通じた狩猟の魅力発信を行うとともに、狩猟者の育成を図るために、捕獲技術の向上のための研修等を実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

少子高齢化、核家族の進展等により、社会環境は大きく変化してきている。

本県における高齢化は、全国平均を上回る状況となっており、過疎地域では県平均を大幅に上回っている。

県内の高齢化率は、令和2年10月1日現在で30.0%に達し、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっていることから、県では、将来にわたって、高齢者が個人の尊厳を保ち、自己の役割や生きがいを実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会づくりのため、各種施策を推進するとともに、児童福祉、障害者福祉も含め、次の対策を実施する。

- ① 21世紀の超高齢社会が明るく活力ある長寿社会であるよう、可能な限り健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくりを進める。
- ② 住み慣れた地域や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制の整備を進める。
- ③ 地域において生活全般にわたる支援体制が整備されるよう、公的なサービスの充実と、住民をはじめとする多様な主体が支え合う安全で安心して暮らせる地域福祉社会づくりを進める。
- ④ 高齢者の尊厳と権利が守られるよう、利用者の立場に立ったサービスの提供と自立した日常生活の営みへの支援を進める。
- ⑤ 障害のある方への自立への支援と社会参加を促進するため、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、障害保健福祉施策の充実を図る。
- ⑥ 子どもが健やかに生まれ育ち、そして安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、企業を含む地域社会全体による子育て支援の充実を推進する。
- ⑦ 県民の福祉に対する理解を深め積極的な参加を促すとともに、社会福祉従事者の養成と資質の向上を図る。

(2) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の充実

介護保険における在宅サービスの提供の推進や、介護保険関連施設の計画的な整備を進めるとともに、在宅医療と介護の連携推進、介護職員や介護サービス提供事業者等の質の

向上を図る。

また、核家族化の進展に伴う子育て家庭の孤立化の状況や、県民の子育てに関する不安の高まりに対応するため、在宅育児家庭に対する支援体制の充実、保育所、幼稚園、認定こども園における幼児教育・保育サービスや放課後対策の充実、子育て家庭に対する経済的支援の充実等を図る。

(3) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の従事者の確保

少子高齢化の進展や、それに伴うひとり暮らし高齢者の増加などにより、近年、福祉サービスに対するニーズはますます増大し、多様化している一方で、サービスの担い手となるいわゆる労働力人口は大幅な減少が見込まれることから、学卒就職者の確保のほか、他分野からの就業促進、潜在的な福祉人材の再就業促進及び就業者の定着促進等により人材の確保に努めるとともに、質の向上を図る。

- ① サービスを支える人材の確保
- ② サービスを支える人材の養成と資質の向上

(4) 子育て支援や高齢者等の保健・福祉の施設整備

児童、高齢者、障害のある方の多様なニーズに応えるため、新たな福祉施設等の開設や老朽化等による既存施設の改修等の整備を進めることにより、支援体制の強化に努めるとともに、サービス環境の充実を図る。

- ① サービスを実施する施設の整備促進
- ② 施設の改修等によるサービス環境の充実

(5) 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減

過疎地域の持続的発展の支援のため、小規模保育や放課後児童クラブなどの多様な子育て支援及び介護サービス等を分け隔てなく受けることができるようサービスの充実を図る。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

全国的に医師不足が大きな問題となっていることを踏まえ、国はこれまでの医師の養成数を抑制する方針を改め、平成20年度から自治医科大学や全国の大学医学部における入学定員を増やすなど、医師数の増員を通じた地域医療の確保対策を加速化させた。

本県においても、国の方針のもと、平成20年度以降隔年で自治医科大学への入学者が1名増の3名となったほか、平成21年度には金沢大学医薬保健学域医学類に定員5名の特別枠を設け、平成22年度からはさらに5名増員した10名とし、修学資金の貸与など、必要な支援等を行うことで能登北部地域等の自治体立病院を中心とした医師不足地域における医師の確保対策を推進する。

このほか、巡回診療やへき地診療所に対する診療支援、へき地診療所の運営などを充実するため、へき地医療拠点病院等の体制強化を図る。

(2) 医療施設・設備の整備

過疎地域において、地域住民の医療を確保するため、へき地診療所やへき地医療拠点病院の施設・設備の支援などにより、へき地医療体制の強化を図る。

(3) 医師等の確保

将来の地域医療を担う医師を確保するため、金沢大学医薬保健学域医学類特別枠に入学する医学生に修学資金を貸与し、卒業後における県内定着を図る。

また、自治医科大学の運営の円滑化に資するため、同大学の経常運営費の一部を負担し、自治医科大学卒業医師の医師不足地域への確実な派遣に努める。

さらに、能登北部地域の新卒看護師の確保を推進するため、公立能登北部4病院に勤務しようとする看護学生に修学資金を貸与し、卒業後における能登北部定着を図る。

(4) 定期的な巡回診療

過疎地域には無医地区が8地区（無医地区に準じる地区2地区含む）、無歯科医地区が10地区（無歯科医地区に準じる地区1地区含む）あり、へき地の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が無医地区等を対象に行う巡回診療への必要な支援を行う。

(5) 医療機関の協力体制の整備

へき地医療拠点病院は、静止画像電送装置等の診療支援システムの一層の活用と診療精度の向上を図るとともに、へき地診療所に勤務する医師に研修の機会を確保するための代診医の派遣など、必要な診療支援を行う。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域における教育の向上を図るため、学校教育及び社会教育の機会均等及びスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めるとともに、少数の児童・生徒を前提とした学校教育のあり方についても検討を深めていく。

このため、児童・生徒の減少等地域の実情に応じた小中学校の適正配置や余裕教室の有効的活用、寄宿舎や通学バスの充実等教育環境の改善に努める。

また、地域住民の多様なニーズに対応して、日常生活にもっとも身近な施設であるコミュニティ施設やスポーツ・レクリエーション施設を有機的に整備することにより、学習活動や地域連帯意識の形成を図る。

(2) 公立小中学校等の施設等、社会教育施設等の整備

各地域とも、今後の児童数の推移によって、統合を前提とした校舎、屋内運動場の改築あるいは大規模改造による整備を実施する。

また、地域の実情に応じ、寄宿舎、通学バスの運行等児童・生徒の通学条件の改善を図るとともに、職員住宅の設置、学校給食の実施に必要な施設・設備の充実等の教育環境の確保に努める。

特に、児童・生徒数の減少により生じた余裕教室を交流施設とするなど学校施設の有効活用を積極的に促進する。

図書館、博物館、公民館等の社会教育施設には地域活性化や住民主体による地域づくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、地域の社会教育施設等がより積極的な役割を果たすよう努める。

また、過疎地域が有する豊かな自然環境を活かした体験活動の機会を提供するために県立青少年教育施設が行う体験プログラムの充実を図るとともに、その教育的効果の周知啓発に努める。

さらに、学校教育の一環としての体育施設の整備はもとより、住民の余暇活動の多様なニーズに応えるため、複合的体育館や多目的広場などの整備を進める。

今後は、施設の有効利用と活動効果をあげるため、地域住民の自主的・主体的な活動を推進するとともに、広域的な交流も可能な施設の充実に配慮する。

(3) 教職員の配置

過疎地域における学校の教職員の配置にあたっては、児童・生徒の減少による複式学級の増加等の過疎地域の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数を定める義務教育標準法及び高校標準法に基づく適切な配置に努めるほか、地域・学校の実情・要望に応じた加配教員の配置について配慮する。

(4) 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を活かした教育機会の提供

過疎地域の区域外に居住する子どもについても、過疎地域の豊かな自然の中で、本物に触れる様々な体験活動を通し大自然の摂理や自然保護の大切さ、思いやりの心を育むことができるよう、体験プログラムの開発・充実を図る。

(5) 子ども等が通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興

社会の情報化が急速に進展していく中で、児童・生徒が情報を主体的に選択・収集し、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるよう、情報化社会への対応が強く求められている。

学校では、児童生徒の発達の段階を考慮し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を活かした学習活動を充実するとともにタブレット端末などICT機器の整備に努める。

(6) 生涯学習の振興

過疎地域における生涯学習の振興を図るため、子どもから高齢者まで全ての世代に、等しく学びの機会を提供し、自分らしい学びを通じて、自らの成長を実感することができるよう、生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進する。

このため、生涯学習センターにおけるインターネット動画の配信や親子で参加できる講座を提供するなど学習機会の拡充に取り組む。

また、地域住民のより多様化・高度化する学習ニーズに適切に対応するとともに、過疎地域で開催される地域づくりに向けた学びを、より一層充実させることを通して、住民主体的な参画による持続可能な地域づくりが進むように、公民館職員や社会教育関係者に対し、地域づくりに関する研修会の開催や先進的な事例を提供するとともに、社会教育の専門的教育職員の重要性や必要性を周知啓発し、社会教育主事や社会教育士の取得の促進を図る。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

昭和45年以来、基幹集落と周辺集落とを結ぶ交通網、基幹集落における教育文化施設、環境衛生施設等の整備、周辺集落における生活水準の向上を図るための地区集会施設、保育所、水道施設等の整備を進めてきた結果、各集落における生活環境は格段に向上した。

しかしながら、依然として、近隣の地域との格差は存在しており、引き続き地域の需要に応じて、これらの施設の整備充実を図ることが必要である。さらに、基幹集落については、地域住民と都市住民の交流拠点としての役割を考慮し、文化・交流施設や交通網の整備を進めることとし、周辺集落については、下水処理施設、UIターン者や当該地域の若者向け住宅の整備等定住促進対策の推進を図る。

また、豊かな自然環境を大事にしながら活力ある地域社会を形成するため、若者等の意欲ある都市住民を、農山漁村に受け入れることで、人口減少・高齢化に悩む地方の活性化を図る「地域おこし協力隊」プロジェクトについて、県内自治体に周知し、積極的な活用を働きかける。

(2) 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備

過疎地域では、少子高齢化や人口減少によって地域の担い手が不足し、既存の集落を維持することが困難になってきているところも見受けられることから、集落の維持・活性化を図るために、基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備に取り組む県内自治体を支援し、集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための取り組みを促進する。

(3) 集落の適正規模及び配置

過疎地域に育った後継者の都市への流出を防ぐため、積極的に補助事業を取り入れ生活関連施設整備を行い、当該地域の若者向けの住宅整備を進め、人口の流出を防止し、集落の維持を図る。

また、脱都会的生活を望む都市住民が増えてきていることから、UIターン者の受け入れに対する地域住民の理解を得ることや、近隣地域における就業場所の確保等、受け入れ態勢の整備についても進める。

その上で集落の維持が困難なものについては、地域住民の意向等を踏まえたうえ、基幹集落、基礎的集落を含めた広い範囲での集落機能の再構築を図るとともに、行政による機

能補完を図る。

(4) 集落支援員の設置

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を、集落支援員として委嘱し、市町職員と連携しながら、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施してもらう市町の取り組みを後押しする。

1.1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

生活の質の向上や生活様式の多様化にともなう、住民の文化に対する需要が高まっている。

また、住民が、他の地域の人々との活発な交流のなかで、あるいは、共通の誇りや愛着をもってその地に暮らしていくうえで、こうした個性的な地域文化のもつ意義には極めて大きなものがある。このため、地域の優れた文化施設等を拠点として、都市住民等との交流の輪も広げながら、今後一層、特色ある文化の継承と創造を旨として、ふるさと文化の振興に努める。

また、豊かな自然環境や貴重な民俗資料、行事、風習等の歴史的、文化的遺産や特産品など地域の個性を前面に出しながら、新たな地域文化の創出にも努め、地域の個性の確立に向けて幅広い取り組みを展開する。

(2) 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成

過疎地域には、貴重な伝統文化、歴史、民俗芸能等が残されており、その保存・継承・掘り起こしのための、民俗資料館やまつり伝承館等の施設整備を進める。

また、各地に残されている遺跡や史跡の保存を図る一方、史跡公園や博物館の建設等、周辺整備や調査・研究あるいは展示・収蔵施設の整備を進める。

さらに、近年、過疎地域においても、工芸美術館・漆芸美術館や文化ホール・演劇ホールが整備されてきており、今後、他の地域においても、演劇やコンサート等が楽しめる文化施設について地域の実情に応じた整備を進めるとともに、芸術・文化イベントの開催等ソフト対策の充実に努めつつ、これらの施設の広域的な活用を図ることにより、新たな地域文化の創出を進める。

加えて、子供の豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むため、古典芸能やオーケストラなど優れた舞台芸術の鑑賞教室のほか、邦楽、舞踊などの伝統芸能や美術などの芸術について、各分野の第一線で活躍する方々から手ほどきを受ける機会を充実させる。

1.2 再生可能エネルギー導入の推進

(1) 再生可能エネルギー導入の推進の方針

再生可能エネルギーの導入は、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策等の観点からも重要であり、地域の活性化や産業振興といった政策課題の解決にも結びつけることが期待できることから、地域の持つ多様な資源を活用するなど、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を着実に推進する。

(2) 過疎地域の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの導入

能登半島や霊峰白山などの多様な自然に恵まれ、季節風と海流、標高差のある地形による四季の変化に富んだ地域である。日照時間は全国平均を下回るものの、全国で有数の雨の多い地域であり水資源が豊富である。そして、森林資源が豊富であり、奥能登を中心に風況もよい。これらの地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を図る。